



国連中国代表権問題と池田外交：国府「分断固定化」構想をめぐって、一九五七-一九六四

井上, 正也

(Citation)

神戸法學雑誌, 57(1):171-258

(Issue Date)

2007-06

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCOI)

<https://doi.org/10.24546/81005064>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81005064>



国連中国代表権問題と池田外交

— 国府「分断固定化」構想をめぐって、一九五七～一九六四

井上正也

中国との国交は日本と国府との関係が解決されねば正常化されない。東京・北京の関係はたえず東京・台北の關係に制約されて、一つのゴードリアンノット（ゴルディオスの結び目）となっている。そのうえ、台湾の領土は対日戦の勝国側に譲り渡されて、その帰属は國際的に見てはつきりしていないのである。譲渡した日本からの帰属を云々することは不可能だ。もし解決策があるとすれば、いずれかの国が一つの判例を示し、他国がこれにならって、それが國際世論となるしかない。

伊藤昌哉（池田内閣首席秘書官）⁽¹⁾

目次

序論

第一節 国連中国代表権問題の史的展開

(一) 岸政権の中国政策と国連中国代表権問題

(二) 中国をめぐる国際環境の変容

第二節 池田政権と国府「分断固定化」構想

(一) 池田政権と「二つの中国」政策

(二) 中国問題をめぐる日米協調と日欧提携

(三) 重要事項指定案の成立

第三節 東アジア冷戦の変容と池田外交

(一) 日欧提携への期待と現実

(二) 米中関係の緊張化

(三) 米国の対日政策と日華関係の悪化

第四節 国府「分断固定化」構想の挫折

(一) 中仏接近と国府の対仏断交

(二) 三月五日付「中国問題をめぐる統一見解」の策定

(三) 国府「分断固定化」から日中直接交渉へ

結論

序論

日華平和条約の締結から、一九七二年の日中国交回復までの約二〇年間、日本政府は、米中関係を中心に展開された東アジア冷戦構造にその大枠を規定されながらも、双方が正統政権を主張する「二つの中国」の間で揺れ続け

た。戦後日本の中国政策は、大陸中国に好意的であつた国内世論を背景に、民間貿易を通じた「政経分離」による中華人民共和国政府との関係構築を模索する一方で、国際的な影響力が低下しつつあつた台湾の中華民国政府との関係をいかに維持していくかに苦慮し続けた歴史であつたともいえる。⁽³⁾ 日本の中外交は、その意味で、共産中国に対する東側外交に留まらず、米国や国府に対する西側外交が、重要な比重を占めていたのである。

本稿の目的は、一九六〇年代前半の池田政権期を中心に、国連中国代表権問題をめぐる日本政府の対応に焦点をあてつつ、その中国政策を明らかにすることにある。池田政権期の日中関係については、従来、日中間貿易の展開に研究関心が集中する一方で、池田政権がいかなる中国政策構想を有していたかについては、日本側の一次史料の制約もあり、本格的に考察されてこなかつた。⁽³⁾ また、池田政権の国連中国代表権問題に対する姿勢についても、日本が、中国の国連加盟を阻止する重要事項指定案の共同提案国になつた事実から、これまで十分な考察がなされることもなく、対米協調路線を重視する池田政権の中国政策における慎重姿勢の側面として理解されてきたといえよう。⁽⁴⁾

近年、この時期を対象とした研究として、清水麗による一九六一年の国連中国代表権問題についての分析や、池田直隆による池田政権初期の中国政策再検討の分析などが登場してきた。⁽⁵⁾ また、池田政権の中国政策を、「二つの中国」政策という分析視角から捉える研究も現れている。⁽⁶⁾ だが、池田政権の国連中国代表権問題への対応を本格的に分析した研究は、管見の限り見あたらない。

しかし、本稿が明らかにするように、国連中国代表権問題は、池田政権にとって特別な重要性を有していた。日本にとって、中国との国交回復にあつた最大の問題は、米国の冷戦戦略もさることながら、日華関係であつたといつても過言ではない。米国のアジア戦略によつて講和条約の締結を余儀なくされた国府との関係をどう処理するかは、日中国交回復を実現する上で最大の問題であつた。だが、国府との現状の關係に手をつけることは、戦後

日本の外交路線を規定したサンフランシスコ講和体制の根幹にも関わる問題であり、対米協調路線の枠内にある日本政府にとって、日本一国では解決不可能な問題であった。

こうしたなか、国際連合という多国間協議の場における中国代表権問題の打開は、日本にとって望ましい展開と考えられた。池田政権にとって、国連中国代表権問題は、米国に中国政策の転換を促す絶好の機会であるのみならず、国府に「中国の正統政権」という擬制を放棄させて、「台湾の政府」としての現状を認識させる機会と考えられたからである。すなわち、池田政権は、国府を「台湾の政府」として承認した状態で、中国との外交関係を最終的に持つ「二つの中国」政策を実現する場として、国連を位置づけていたのである。

本稿は、国連中国代表権問題をめぐって国際的関心が高まる中で、池田政権が、国連での国府「分断固定化」構想を模索していたことを明らかにする。ここでの「分断固定化」とは、一九四九年以降、中国大陆から「事実上」分断されてきた台湾国民政府の主権を、台湾本島に限定することにより、「法的」に中国大陆からの分断を図ることを意味している。

以下、本稿では、まず、第一節で、前史として岸政権の中国政策と国連中国代表権問題との関わりについて論じ、岸政権末期の国際環境の変容を概観する。次いで第二節では、池田首相の中国認識と、外務省内での中国政策再検討について考察し、国府「分断固定化」構想が政府内で浮上してくる過程を分析する。そして、国連中国代表権問題をめぐる議論の高まりのなかで、池田政権が自由主義諸国に対して働きかけた内容を明らかにする。

第三節では、一九六二年以降の東アジア冷戦の展開が、池田政権の中国政策にいかなる影響を及ぼしたかについて考察し、第四節では、一九六四年一月の中仏接近という事態が、最終的に、池田政権の国府「分断固定化」構想を断念させるに至った経緯を明らかにする。国連中国代表権問題の動向は、一九六〇年代の冷戦の変容とは切り離すことのできない問題であった。本稿は、池田政権の国府「分断固定化」構想を、単に挫折した構想として論じる

だけではなく、日中関係をめぐる国際環境という外在的要因が、いかに池田政権の中国政策構想と結びついたかを考察することで、日本の中国政策において、同構想がいかなる意義を有していたのかを明らかにしたい。

最後に本稿で用いた一次史料について言及しておきたい。従来、池田政権の中国政策について、先行研究の多くは、米政府の公開史料に依るほかは、一九九八年に外交史料館で解禁された外務省外交記録「池田総理米国力ナダ訪問関係一件」に依拠してきた。本稿は、これまで公開されてきた外交記録に加えて、情報公開法に基づく筆者の開示請求によって公開された外務省文書を全面的に用いた。新たに開示されたこれらの文書によって、本稿は、国連中国代表権問題への池田政権の対応のみならず、外務省内部の中国政策再検討作業について詳細な内容を分析することが可能となったといえる。

また、本稿では、日本側史料に加えて、米国外務省文書(RG59)、英国外務省文書(FO371)、ケネディ大統領図書館、ジョンソン大統領図書館所蔵の文書を分析に用いている。英米両政府の一次史料を、日本側史料と併用して分析することで、池田政権の外交構想に対する英米両国の認識を明らかにし、その実現可能性について検証する。

第一節 国連中国代表権問題の史的展開

(一) 岸政権の中国政策と国連中国代表権問題

国連中国代表権問題ほど、毎年のように国連総会および国連機構において議論が行われ、関係国がその時間と労力を費やしてきた問題はない。一九四九年一〇月一日、北京で中華人民共和国の樹立が宣言されると、中国の新政権は、速やかに国際連合に対して国民政府の総会からの国連代表議席の剥奪を主張した。そして、ソ連及びインドは、国連総会において一九五〇年から毎年、中国政府の国連代表権の回復を提案することとなる。

しかし、一九五〇年一〇月、朝鮮戦争において中国人民義勇軍が参戦に踏み切ると、米国は、对中国姿勢を硬化させた。米国は、朝鮮において中国が、国連軍と敵対していることを根拠に、中国の国連加盟に強い反対を示すようになった。一九五一年以降、アメリカを中心とする自由主義陣営諸国は、ソ連、インドによる提案に対して、中国代表権の国連での審議自体を保留する棚上げ（モラトリアム）案を総会に提案し、多数決によってこれを採択することで、中国の国連加盟を阻止し続けたのである。⁽⁸⁾

中国代表権問題は、朝鮮戦争の停戦後も、米国の中国「封じ込め」政策の象徴であり続けた。一九五三年一月に成立したアイゼンハワー（Dwight D. Eisenhower）政権にとって、中国の国連加盟を阻止することは、単なる中国共産主義の「封じ込め」に留まらず、同盟国である国民政府の国際的地位の保全、さらには共和党上院のチャイナロビーへの政治的配慮という国内政治的な文脈においても重要であった。それゆえ、アイゼンハワー政権は、中国政府の国連加盟を希望していた英国政府と毎年のように対立を繰り返しつつも、国連における中国排除の姿勢を崩すことはなかったのである。⁽⁹⁾

しかし、スターリン（Joseph Stalin）の死後、朝鮮休戦協定が成立し、ジュネーブ会談、バンドン会議が開催される中で、国連での中国代表権問題をめぐる国際状況は、徐々に変化し始めていた。ジュネーブ、バンドンでの両会議における周恩来による鮮やかな中国外交の展開は、中国の国際社会への復帰を西側諸国に印象づけた。さらに中国がインドと共に掲げた「反帝国主義」、「非同盟中立」は、植民地からの独立を達成したばかりの多くのアジア・アフリカ諸国を惹きつけることに成功する。その結果、依然として、過半数を得るには及ばなかったとはいえ、一九五六年の国連中国代表権の票決において、加盟国に占める棚上げ案への反対投票率は一〇％以上の増加を示した。⁽¹⁰⁾

このような状況の中、一九五七年以降、中国の国連加盟を阻み続ける米国政府に対して、西側同盟国からの批判

も高まりつつあった。アイゼンハワー政権内においても、こうした批判をかわすと同時に、国民政府の国連での議席を保全するために、台湾の安全保障の確保と引き替えに中国の国連加盟を認めるべきとする声が現れ始めたのである。⁽¹¹⁾

日本が敗戦以来の悲願であった国連加盟を実現した一九五六年二月は、国連での中国代表権をめぐる議論がまさに本格化しつつある時期であった。日本政府が、国連中国代表権問題に着目した時期は早く、国連加盟以前の一九五四年七月には、日本の国連加盟を国連中国代表権問題と結びつけて日中同時加盟を実現しようとする構想が外務省内に現れていた。⁽¹²⁾

だが、国連中国代表権問題が、日本の中国政策と直接的な関わりをもつ問題として本格的に認識され始めたのは、日本の国連加盟後のことである。実際、日本の国連加盟の翌月である一九五七年一月、第五回アジア太平洋公館長会議において、中川融アジア局長は、国連中国代表権問題について触れ、日中関係改善に先立ち、米国の態度に並んで国際連合の態度が重要な要素になると語った。そして、中川は、「日本がこれら二つの要素に先んじて、中共同の正式国交を云々するということは、すべきでない」ということが現実の政治論として現れてきていると現状分析している。⁽¹³⁾

こうした姿勢は、日中関係改善が期待されながらも短命に終わった石橋湛山政権に続いて、一九五七年二月二五日に成立した岸信介政権においてより明確にされた。岸政権は、同年九月に第一号が公刊された『外交青書』において、「国際連合中心」、「自由主義諸国との協調」、「アジアの一員としての立場の堅持」からなる「外交三原則」を掲げた。このなかで中国問題は、「アジアの一員」としてではなく、「国連中心主義」の中で位置づけられ、「中国をめぐる国際政治情勢については、わが国は今後とも国際連合と協調して国際情勢全般の推移を慎重に検討して対処する方針である」として、日本の中国政策と国連との運動が強調されたのである。⁽¹⁴⁾

岸政権初期の中国政策は、鳩山、石橋政権期に試行された中国政策との連続性を有していた。日中国交回復の実現を外交課題として掲げた鳩山、石橋両政権は、国府との承認関係を維持しながら、「二つの中国」政策によって日中関係を打開することを構想していた。⁽¹⁵⁾ こうした構想は、岸政権においても基本的に引き継がれていた。実際、一九五七年五月の岸の第一次東南アジア訪問に際して、外務省が作成した史料には、「台湾が中国大陸を支配する政権から分離した別個の国家となるということについては、現在の国府、中共のいつれもが反対するところであるが、われわれとしては、現実の国際政治の面から具体的解決方法を考慮する必要がある、そのためには双方に譲歩を求めることも必要である」とされ、将来的な「二つの中国」政策が意識されていたのである。⁽¹⁶⁾

しかし、問題はその実現方法にあった。日本側の「二つの中国」政策に基づく日中接近の模索に強い懸念を抱いた米国政府は、鳩山政権期の対日「口上書」に見られるように、場合によっては直接的な牽制手段をとることも辞さない姿勢であった。さらに当事国である中国、国府の双方が、「二つの中国」に強い反対を示していたこともあり、結局、「二つの中国」政策は、外務省内部の政策構想に留まり、日本政府が、中国の承認を目的として、あからさまな「二つの中国」政策を進めることは事実上不可能であるという認識が、鳩山政権期には既に固まりつつあったのである。⁽¹⁷⁾

こうしたなか、中国政策を立案する外務官僚の間で、国連中国代表権問題は、膠着状態にあった中国問題を打開する手段として着目されるようになった。すなわち、国連という多国間協議の場での議論を通じて、国府の国連議席を保ちつつ、中国政府を国連に加盟させることができれば、日本が望む台湾の自由陣営の確保と、中国の国際社会への復帰を同時に実現させることができ、将来的な「二つの中国」政策につながるものが可能となるからである。⁽¹⁸⁾

しかしながら、外務官僚が、国連を通じて「二つの中国」政策の実現を望んでいたとはいえ、そのことは、首相である岸自身が、国連を通じた中国問題の打開に積極的であったということを意味しない。国連による状況打開に

日本の中国政策をゆだねる構想は、一方において、中国問題に対する日本の前向きな姿勢を示したことを意味したが、他方で、国連での情勢変化が起こるまで、中国の政治承認を引き延ばす遷延策でもあった。慎重な政治姿勢をとる岸は、第四次日中民間貿易協定交渉に見られるように、日中貿易にはこれを支援する姿勢を示していた。しかし、その一方で、自民党の親台湾派の代表的存在でもあった岸は、米国政府や国府への配慮から日中関係の政治的進展には終始、消極的な姿勢を貫いたのである。¹⁹⁾岸にとって、国連での「二つの中国」の加盟は、国際情勢の変化の結果として予測される可能性の一つに過ぎず、国連中国代表権問題を契機として、日中関係を打開することには消極的であつたといえよう。

このような岸の消極姿勢をさらに促進したのは、大躍進政策の影響による中国の対外政策の急進化であつた。この時期、毛沢東は、全面戦争に至らない範囲での国際的緊張を意図的に創出することによって、中国人民を経済建設に向けて積極的に動員することを狙っていた。²⁰⁾中国政府は、一九五七年六月の岸の東南アジア歴訪と訪台から既に対日批判を強めていたが、一九五八年五月二日の長崎国旗事件の発生を契機に、第四次日中貿易協定の一方的な破棄を通告して、事実上の対日関係断絶に踏み切つたのである。中国政府の対外政策は、その後さらに尖鋭化した。続いて同年八月には、人民解放軍が大陸沿岸諸島への砲撃を再開し、第二次台湾海峡危機を引き起こした。²¹⁾そして翌一九五九年三月、チベットでの住民蜂起に対する武力弾圧が行われると、中国政府に対する国際的批判は再び高まり、国連中国代表権における中国支持国の増加も横ばいとなつたのである。

こうしたなか、一九五八年夏以降、岸は米国側の示唆を受けて、日米安保条約の全面改定という政治課題に本格的に取り組むこととなる。²²⁾吉田外交の「向米一辺倒」への批判が、鳩山・石橋西政権による「自主外交」の動機の一つであつた。だが、岸は、それとは対照的に、日米安保条約の改定による日米「対等化」の体裁を整えることよつて、「独立国家の完成」を達成しようとしたのである。岸政権の藤山愛一郎外相は、日中断絶後も引き続いて関係

改善を模索していたが、岸政権は、安保改定を決断したことで、当面の日中関係の改善を事実上棚上げするに至ったのである。⁽³⁾

(二) 中国をめぐる国際環境の変容

このように日本の国連加盟後、国連中国代表権問題を、中国問題の打開と結びつける構想が、外務官僚を中心に現れてきたが、こうした構想は具体的な政策には結びつかず、必ずしも岸首相を始めとする政府首脳部に共有されたものではなかった。

だが、一九六〇年に入ると中国問題は、俄に切実な政治課題として浮上してくるようになる。こうした背景には、直接的には、国連中国代表権の票決が切迫してきたことにあつたが、よりマクロ的視点に立てば、第三世界の台頭、中ソ対立の激化、米ソ緊張緩和による直接対決の回避と「体制間競争」への移行といった冷戦構造の変容が、中国問題に影響を及ぼし始めたことを意味していた。

まず指摘すべきは、一九五〇年代以来顕著になってきた第三世界の台頭が、国連中国代表権問題の均衡を突き崩す結果となった点である。チベットでの住民蜂起を契機とした第一次中印紛争の勃発によって、米政府の懸念した中印を基軸とする「非同盟ブロック」構築の可能性は減退したとはいえ、一九六〇年代に入って、第三世界の脱植民地化の進展は一層顕著になっていった。⁽⁴⁾ とりわけ、「アフリカの年」と呼ばれた一九六〇年は、一年間に一五カ国のアフリカ諸国と、キプロスが国連に新たに加盟したことによって、国連中国代表権問題は事実上の転換点を迎えた。同年秋に行われた国連総会で、新規加盟のアフリカ諸国は、実に一二カ国が棚上げ案に棄権、三カ国が反対に回り、国連総会での賛成得票率が四二・九%と初めて五割を割り込み、賛否の票差は八票にまで縮小したのである。一九六〇年の票決は、仮に次年度に、さらに五カ国の賛成国が反対に回れば、中国代表権問題は、実質討議に

持ち込まれることを意味しており、米国主導による棚上げ案が、限界に達したことを如実に示していた。⁽²⁵⁾

一方、中国の国内外の情勢も急速に変化を迎えつつあった。中国国内では、毛沢東の主導により推進された大躍進政策が、未曾有の飢饉とも重なって、中国経済の破綻をもたらし、推定二〇〇万人以上ともいわれる餓死者を出す惨憺たる結果に終わった。

また、対外的にも、これまで一枚岩と考えられてきた中ソ関係の悪化が顕在化し、その対立が西側陣営にも明らかになってきた。一九五六年二月のフルシチョフ(Nikita Khrushchev)によるスターリン批判に機に本格化した中ソ対立は、両国の国益に関わる争点を含みつつも、基本的には、国際共産主義運動におけるスターリンの理論的後継者を自負する毛沢東と、ソ連指導部との間のイデオロギー対立であった。一九五八年以降、毛沢東の大躍進政策に見られる一連の急進的な政策の展開は、対米緊張緩和を志向するソ連指導部との間で決定的な対立をもたらした。そして、一九六〇年六月、ソ連政府がソ連人技術者の中国からの引き揚げ命令を下したことによって、中ソ対立は一挙に顕在化したのである。⁽²⁶⁾

こうした中国の国内外の環境が悪化する中で、毛沢東は、党務に専念するとして、一九五九年四月に国家主席を辞任し、国家指導の第一線から一時的に身を引いた。そして、新たに国家主席に就任した劉少奇や周恩来の指導の下で、一九六〇年末から経済調整政策が本格的に開始された。中国の新指導部は、飢饉による食糧危機に加えて、中ソ対立によって対ソ貿易が大幅に激減したことから、ソ連の代替市場を模索し、その一環として、一九六〇年八月には「友好貿易」という形で日中貿易を再開するなど、次第に西側諸国に対して現実的な政策を採り始めたのである。

しかし、これらの動きにまして、最も大きな影響が予想されたのは、米国の中国政策に変化の兆しが現れ始めたことであった。強固な中国「封じ込め」を主導してきたアイゼンハワー政権の任期満了が近づくにつれ、次期大統領

領選挙を絡めて、中国政策をめぐる議論が米国内において活発化した。とりわけ、一九六〇年の大統領選挙において、八年ぶりの民主党政権の奪還を狙うケネディ (John F. Kennedy) は、国民政府の支配下にあった金門、馬祖からなる大陸沿岸諸島の防衛に米国が関与することは、蒋介石の大陸反攻に巻き込まれる危険性があると主張して、金門、馬祖の堅守を主張する共和党大統領候補であったニクソン (Richard Nixon) 副大統領との政策の違いを際立たせたのである。

ケネディ自身はアジア政策に関する知識は乏しかったが、こつした発言の背景には、アジアに対する一定の知識を有しており、共和党の中国政策に批判的であった政策ブレインの存在があった。スティーンソン (Adlai Stevenson)、ボールズ (Chester Bowles)、ハリマン (W. Averell Harriman) らは、民主党陣営の対外政策ブレインの中でも、とりわけ米国の対外政策における脱植民地化後のアジアの存在を重視しており、中国を孤立させるよりも、むしろ米中間の対話の経路を開くことで、中国政府内部の穩健勢力の台頭を促すことが重要であると考えていた⁽²⁷⁾。そして、彼らは、アイゼンハワー政権が、国府の大陸沿岸諸島の領有に曖昧な姿勢をとり続けたことが、二度にわたる台湾海峡危機を引き起こしたという反省から、国府を大陸沿岸諸島から引き揚げさせ、大陸からの「分断固定化」を図ることが望ましいと考えていたのである。実際、ボールズは、一九六〇年四月、『フォーリン・アフェアーズ』誌に、蒋介石を全中国の統治者とする神話は、終わりにすべきであり、台湾を独立国家とすることがワシントンのアジアにおける地位を強化し、台湾人に自由と経済的繁栄をもたらすことができる⁽²⁸⁾と主張していた。

ただし、ここで注意すべきは、ケネディの側近達は、直ちに米国の中国政策を大幅に転換することを構想していたわけではない点である。中国のアジアにおける台頭に強い脅威を抱いていたという点において、彼らは共和党政権と同様であった。とりわけ、ロストウ (Walt Rostow) の議論に象徴されるように、ケネディ側近は、第三世界の脱植民地化が進行する中で、中国の存在は、軍事的膨張よりも政治経済モデルをめぐる体制間競争という点で、

深刻な脅威となると認識していた。⁽²³⁾ それゆえ、アイゼンハワー政権後期から本格化しつつあったインドを始めとする第三世界への経済開発主義を全面的に打ち出し、これらの地域の政治・経済的安定の確立によって共産主義の浸透への対抗を図ろうとしていたのである。⁽²⁴⁾

また、彼らの多くは、トルーマン(Harry S. Truman)民主党政権の「中国の喪失」が、マッカーシズムの中で厳しく糾弾された苦い記憶を未だに払拭できずにいた。⁽²⁵⁾ こうした意味で、ケネディ側近は、中国政策を修正する必要性を認識しつつも、中国共産主義への脅威観を併存させていたといえる。

とはいえ、ケネディの大統領選における僅差の勝利によって、ケネディ側近の多くは政権入りして対外政策形成に携わることとなり、中国政策に変化の兆しが見え始めた。事実、大統領選挙から一週間後、ステイブソンとボール(George Ball)は連名で、ケネディに対外政策タスクフォースの報告を提出している。同報告には、中国問題への新政権の対応を象徴するかのようには、欧州問題や対外経済援助と共に、国連中国代表権問題への対応策として、台湾の独立承認を条件に中国の国連加盟を認めるとする政策案が盛り込まれていたのである。⁽²⁶⁾

以上に見るように、国連新規加盟国の増加による中国代表権問題の切迫、大躍進の挫折と中ソ対立による中国の変化、そして米国での民主党政権の発足という新情勢は、一九六一年が「中国の年」となることを予想させるに足るものであった。こうしたなか、日本においても一九六〇年六月、日米新安保条約の発効と同時に岸政権が総辞職し、池田勇人政権が成立することとなった。一九五〇年代の日本外交にとって最大の課題の一つであった中国問題の解決は、池田政権に委ねられることになったのである。

第二節 池田政権と国府「分断固定化」構想

(一) 池田政権と「二つの中国」政策

一九六〇年七月一九日、新たに首相に就任した池田勇人は、元来、中国問題に強い関心を持っていたわけではない。池田は、税制問題を専門とする大蔵省主税局系の官僚出身であった。大蔵省に入省後、大病を患ったために、一度は出世街道から外れながらも、敗戦によって上層幹部の多くが公職追放される中で、大蔵事務次官にまで昇りつめ、その後、「吉田学校」の一員として政界入りした。こつした経歴が示すように、池田は、経済財政政策には一定の識見を有していたが、外交政策については十分な知識を有していたわけではなかった。⁽³³⁾

しかしながら、中国問題をめぐる国内の関心が高まりを見せる中で、岸政権の通産大臣であった池田は、一九六〇年一月、日米安保条約の改定後は、日中貿易を促進すべきであると主張したことがあった。⁽³⁴⁾ この池田発言は、次期総裁選を意識した国内向けアピールの色彩が強かったとはいえ、池田と親しい関係にあり、当時、中国との関係改善を模索していた石橋湛山や松村謙三といった自民党親中国派の影響を受けていたことは明らかであった。

他方で、池田の側近にも、池田の中国観に影響を与えた人物が存在した。池田派宏池会の事務局長であった田村敏雄である。池田と大蔵省の同期であり、敗戦を満州で迎えてシベリア抑留を経て帰国した田村は、宏池会事務局において、派閥の裏方を務めるのみならず、政策勉強会を開き、池田に対してしばしば非公式に助言を与えていた。⁽³⁵⁾ 田村が最も関心をもっていたのは、後に所得倍增計画に結実する経済政策であったが、今ひとつに中国問題があった。

田村は、自らが編集していた宏池会の機関誌である『進路』に、一九五〇年代末から頻繁に中国の情勢分析や日中関係をめぐる論考を取り上げていた。一九六〇年五月には、中国特集」と題して特集も組んでいる。⁽³⁶⁾ 前述したボ-

ルズの中国問題をめぐる論考が、「進路」に全訳されて転載されているように、田村は、米国の中国政策の動向にも関心を払っており、池田が、中国政策に対して積極姿勢を示す上で、重要な触媒を果たしたといえる。また、田村は、日中間貿易に携わっていた岡崎嘉平太を、池田の側近であった黒金泰美に引き合わせるなど、池田政権と親中国派との橋渡しの役割も果たしていたのである。⁽³⁷⁾

こうした周囲からの影響に加えて、池田自身も、中国を「革命の輸出」を図る共産主義国家として危険視せず、近代化を志向する発展途上国と考える傾向が強かった。実際、池田は、一九六〇年一月号の『進路』において、社会主義経済について、工業化がある程度以上に達し、産業構造が高度化して、第一次部門の就業人口構成比がアメリカ、イギリスと同程度になるときは、「強制経済もしくは命令経済と同義の計画経済は不必要にもなり不可能にもなるのではあるまいか」と述べている。そして、「社会主義経済体制こそ過渡的なものであって、急速な工業化、なかならず重工業の発展が一定の成功を見たあかつきには、しだいに転換変貌するのではないか」と主張している。⁽³⁸⁾

確かに池田は、中国政策において米国との協調路線を重視し、西側同盟の象徴として「台湾の確保」を重視する点では、これまでの歴代政権と同様であることを、政権成立後に米国に強調していた。⁽⁴⁰⁾しかし、中国大陸の将来的な可能性を理解しつつも、晩年に至るまで共産主義に対して病的なまでの嫌悪感を抱いていた吉田茂や、国民政府との強固な政治的紐帯によって、自ずと中国政策を拘束された岸信介とは、池田は異なる中国観を有していた。池田や、自民党内で「ニュー・ライト」と呼ばれた前尾繁三郎、大平正芳、宮沢喜一といった大蔵官僚出身の側近達は、共産主義イデオロギーに拘泥せず、経済合理主義的な観点から、中国を「普通の国」として捉える傾向が強かったといえよう。

そして、こうした池田の中国観は、大躍進の挫折による中国の対外政策の穏健化と、東西緊張緩和という国際環

境とが重なりあい、池田政権の中国政策の基本的な性格を規定することとなったのである。

それでは池田政権において、中国政策はいかに策定されたのか。ここで池田政権の中国政策を理解する上で不可欠ともいえるのが、外務省事務当局の中国政策をめぐる再検討作業である。池田政権は、鳩山政権の日ソ国交回復や、石橋政権の日中国交回復に見られるように、明確な外交課題を設定して組閣したわけではなかった。なぜなら、池田政権は、安保闘争後の国論の分裂を癒し、国民の関心を所得倍増計画に象徴される経済成長に向けるという内政的課題を中心に据えた政権という色彩が強かったためである。

また、池田自身、政権成立当初は有力な外交ブレーンを持たず、外交においては素人同然ともいえた。外交ブレインの不在を補う意味で、池田は、政権発足直後の一九六〇年八月に、民間有識者からなる外交問題懇談会を発足させたが、中国政策をめぐる委員の間で意見の違いが大きく、期待された政策形成の役割を果たすことができなかった。⁽⁴¹⁾ さらに、池田政権期に外務大臣に就任した宏池会出身の小坂善太郎、大平正芳の両名も、外交経験の乏しさもさることながら、年齢的にもまだ若く、外務官僚に対して主導権を握れる状況ではなかったといえる。⁽⁴²⁾ その結果、中国政策の立案においては、主管局である外務省アジア局を中心とする事務当局の起案が、池田政権の政策形成に決定的な影響を及ぼすこととなったのである。

では、外務省において、中国政策をめぐるどのような議論が展開されたか。省内で中国政策の再検討を求める声は、国連中国代表権の票決結果もあいまって、一九六〇年晩秋には急速に高まりつつあった。同年一月、中国政策に関わる外務官僚がシンガポールに集結して中国関係専門官会議が開催された。この会議において、国際的な潮流は中国が国連に承認される方向に進んでおり、来るべき一九六一年は、将来の日中関係の形を決める決断の年であるという認識が大勢を占め、中国への柔軟政策を考慮すべきとする意見が出された。⁽⁴³⁾

翌一九六一年一月に入ると、外務省アジア局を中心に中国政策の全体的な見直しを開始された。とりわけ、一月

一日、池田首相の訪米を米国側に申し入れたことから、池田政権が、来るべき日米首脳会談において、中国問題にいかなる姿勢を示すかが併せて検討されることとなったのである。

アジア局中国課が一月八日付で作成した「対中共対策（案）」は、まず現状分析として、国連における中国代表権問題の棚上げ案の通過は、今後、樂觀的に考えることはできないという見方を示した。そして、今後「中共を『大人』にするためには、中共に国連という舞台を与えることである」と中国の国連加盟の必要性を主張し、「本問題に対する世界の大勢と睨み合わせながら、まず米国に対して審議棚上げに固執せず、実質討議に応ずべきことを説き、それにも拘らず米国があくまで棚上げ案に固執するときは、棄権するも致し方なし」とされた。

一方、日中関係について同文書は、「このまま放置しておいては中共の『人民外交』に引きずられ泥沼に陥る惧れがある」として、日本側からも外交の主導権を握る必要を述べた。そして、中国側が「政府間の協定や『国交正常化』に対し果たしてどれだけの興味を有するか」を把握するためにも、「大臣級の政府代表」を北京に派遣して、中共の真意を全般的に打診させることが提案された。⁽⁴⁾

上述の政策方針を踏まえて、アジア局全体としての意見を集約したのが、三月三日付の「対中共方針」である。同文書は、「台湾に対する特別扱いを条件として、中共に対して中国代表権を認める」ことを基本的な方針とし、具体的に台湾を領有する国民政府に対しては、「国連監視の下に住民投票を行い」、その「法的地位」を台湾本島に確定することによって、中共の代表権を中国本土に限定すべきという方針を明確に掲げた。そして、当面の対中国政策として、第一に、日本政府が国連中国代表権問題をめぐるあらゆる投票に棄権することで、中国の対日三原則の枠内にあるという姿勢を示す。第二に、「中共の国連加入が認められた直後、又は台湾の帰属が最終的に決定された後」を目処として、中共の承認を行うとして、それまでの間は、可能な限り中国に「前向き」姿勢をとるといふものであった。⁽⁴⁾

これらの文書が示すように、外務省アジア局案は、明確な「二つの中国」政策に立脚していた。アジア局の中国政策は、国連中国代表権問題における中国の国連加盟に合わせる、台湾の「分断固定化」を実現し、続いて、日本からの政府特使派遣などを通じて日中接近を図り、最終的に日中国交回復を実現する二段階の戦略であったことがわかる。

こうしたアジア局案の形成の背景には、一九五〇年代以来、外務省内で積極的な中国政策を主張してきたアジア局系外交官の影響を無視できない。⁽⁴⁶⁾ 鳩山政権期に香港総領事であった伊関佑二郎アジア局長は、当時、省内でもとりわけ積極的な中国政策を主張していた。⁽⁴⁷⁾ 事実この時期、伊関は、駐日英国大使館員に中国の国連加盟が日本にとって最も望ましい結果であると語り、これが実現すれば、日本が北京承認に向けて積極的に動くことが可能になるであろうという見解を示していた。⁽⁴⁸⁾

また、省内有数の中国専門家であり、鳩山政権期に中国課長として中国政策の再検討を主導した小川平四郎香港総領事も、二月二〇日、赴任地から長文電報による意見具申を行っている。小川は、国際情勢に大きな変化が無い限り、「台湾分離策」を採らざるを得ないという意見を示した。具体的に小川は、「この際できるだけ早く、中国問題特に台湾問題の論議が国際場裡の論議となるような手をつけ、国際輿論として台湾分離の方向が大きく議論されるよう導いて行くことが必要ではあるまいか」と述べ、「遅れば遅れる程中共のわが国に対する圧力が強くなり、わが国として国内の論議の間に過早に意思表示をせざるを得ない立場に追い込まれる危険が増大する」と主張した。そして、「イニシアティブを中国と比較的關係の薄い一連の中小国（中共及び国府からいかに非難されてもさして痛痒を感じない、しかも理性的な国々）にとつてもらいたい」と述べて、台湾国民政府の「分断固定化」の推進を主張したのである。⁽⁴⁹⁾

伊関や小川といったアジア局系外交官が、積極的な中国政策を主張した背景には、伊関自身が、外務省幹部会に

において「国共合作が怖い」と語ったように、国府の将来への不安があつたことは事実である。大陸反攻の可能性が薄れ、蒋介石が高齢になる中で、国民政府の現状は不安定な状況に置かれていた。また後継者と目されていた蔣経国は、ソ連滞在が長かつたことから「国共合作」という形で大陸に帰順することへの懸念をアジア局の中国専門家は有していた。⁽⁵¹⁾ それゆえ、彼らは、台湾を西側陣営に確実に留めるためにも、国府が国連議席を失う前に、大陸からの「分断固定化」を図ることが不可欠であると考えていたのである。

しかし、アジア局系外交官が、それ以上に関心を払つたのは、将来の大陸中国との政治関係の樹立であつたことはいうまでもない。実際、伊関アジア局長は、国府の「分断固定化」の必要を認識しつつも、次期国連総会における中国代表権問題の討議では、日本はあらゆる議決から棄権すべきであると主張していた。⁽⁵²⁾ これは中国側から「二つの中国」を作る陰謀に加担したという批判を避け、中国側に日中関係の改善に対する明確なメッセージを発するためであつた。

また、前述した「対中共方針」と並行してアジア局で作成された三月三日付「対中共政策（案）」に、「国民政府との関係は、わが国は現状維持を希望するが、先方が断交その他の措置をとつても止むを得ない」とあるように、アジア局内には、最悪の場合は、日中国交回復のために日華関係の断絶もやむを得ないとする意見も存在していたのである。⁽⁵³⁾ こうした意味で、アジア局の主張する中国政策は、一見して国府との関係維持と、中国の政治承認という目的の両立にあつたが、実際には後者をより重視していたといえる。

こうしたアジア局主導の積極政策に、省内において反論がなかつたわけではない。とりわけ、外務省国連局は、国連が現状変更の場に用いられることに批判的であつた。三月三日の外務省幹部会議において、アジア局案が検討に附されたが、これに反論したのは鶴岡千仞国連局長であつた。鶴岡は、「日本としては棚上げ案に棄権することを軽く見てはいけない。台湾を放棄する覚悟がないといけない」と、日本政府の棚上げ案棄権の危険性を説き、「自

由陣営の歩調が乱れる」恐れがあると主張した⁽⁵⁴⁾。鶴岡の批判の核心は、「二つの中国」が対立している現状に何ら解決策を見いださぬまま、国連における代表権に軽率に手をつけ、中国の地位に変更を加えることによって、台湾そのものの失陥など予測不能事態が起るといふ点にあったといえよう。

しかし、鶴岡自身も「二つの中国」という結論自体には反対していないことからわかるように、当時、外務省内において「二つの中国」政策に立脚したアジア局案は、決して少数意見ではなかった。事実、同じ時期にアメリカ局が作成した「日本の中国政策」にもアジア局と同様の姿勢が見て取れる。同文書は、「台湾の将来のステータスについては米国の意向を尊重し、かつ、極秘裡に米国と密接な連絡を維持しなければならない」と、アジア局案に比べて日米協調に重点を置いていたが、長期的目標を「日本の国際環境の安定化をはかるため、中共と外交関係を確立するとともに、台湾は自由陣営に止めること」と定め、最終的に「二つの中国」政策を望む点では同じだったのである⁽⁵⁵⁾。

興味深い点は、こうしたアジア局の国府「分断固定化」構想を、早い段階から池田首相ならびに池田側近が受け入れ、米国に水面下で打診していたことである。二月二十八日、ニューヨークにおいて、松平康東国連大使が、ケネディ政権において新たに国連大使に就任したステイブソンを訪問した。松平は、東京に帰任した際に池田首相と中国代表権問題について協議したと語り、池田からの指示として、ソ連を除いたサンフランシスコ条約締結国、もしくは利害関係のある国々によって、台湾の独立と安全を保障する集団的宣言を行う構想をステイブソンに示している⁽⁵⁶⁾。

池田が松平を通じて打診させた構想は、当時、外務省内で検討されていた案を元にしていたと推測される。事実、この時期、外務省内では、米英両国並びに自由陣営の合意を取り付けた後、東西巨頭会談を開催して中国問題を妥結させ、その後に国連総会において「二つの中国」の国連加盟を実現するという構想が検討されていた⁽⁵⁷⁾。こうした

構想は、ステイブソンが相手にしなかったことが示すように、実際には実現可能性に乏しいものであった。だが、池田がこうした大胆な構想に興味を示し、米政府内において中国政策修正派と見られたステイブソンに直接打診させたことは、池田自身が国連を通じた中国問題の打開に積極的であったことを示している。

また、池田のみならず、彼の側近もこの時期、アジア局と同様の中国政策の構想を直截に語っている。宮澤喜一参議院議員は、『中央公論』誌上の日中問題に関する座談会で、「私は中共を承認すべきだという建前でものかんがえている」と述べ、具体的に「まず蒋介石が中国本土を支配しているというようなフィクションを言い出さないようにするため、国連も旧連合国の決定にみあうような形で、現実にあるがままの姿で蒋介石政権を一つの正統政府として認めなければならないと思います。そうすれば残された中国本土は北京政府の領域になるので、それはそれとして国連に加盟させることには日本も賛成する」と述べている。⁽⁸⁾ 宮澤が、前述の小川香港総領事と縁戚関係であることを勧案すると、宮澤は、小川から中国政策について助言を受けていた可能性も考えられよう。⁽⁹⁾

しかし、こうした池田と彼の側近の積極的な中国政策構想に対して、強い反発を示したのは、自民党内の親台湾派であった。四月二二日、自民党外交調査会の中国問題小委員会は、訪米を控えた池田に仮報告を提出した。その内容は、国連政策においては「米国が棚上げ案をとるならば、日本もそれに従い、他の案が採られる際には、国府が国連から排除されることがないようにするべき」と「棚上げ」案の継続を主張するものであった。同委員会では、中国との直接接触についても消極的な意見が多数を占め、国府との関係を重視する党内親台湾派の意向が強く反映されていたのである。⁽¹⁰⁾

また、親台湾派のみならず、池田の後見役である吉田茂も、国民政府の擁護と中国政策の現状維持を主張した。吉田は、三月九日付の池田宛書翰の中で、「共產主義国八由来口説のみの外交を主とし来れる八顯著なる事実二て到底共に語るに足らぬ」と中国政府への不信感をあらわにし、「蒋介石二八終戦の時の恩義不可忘もの有之蔣の今

日苦境あるとせ八斯る時こそ我好意を示して以て国の信義を印象付くべきなりと被存候」と書き送った。⁽⁶¹⁾さらに吉田は、翌月には、岸信介、賀屋興宣ら親台湾派と連携して、池田と小坂外相に宛てて、日本の中国承認に反対、国連政策の堅持、「二つの中国」政策への積極的な動きを戒める内容の報告書を作成している。⁽⁶²⁾

こうした吉田による中国政策の慎重論は、同じ日米協調を重視する「吉田路線」の枠内においても、日米同盟と台湾の安全保障を重視する吉田と、日米関係を重視しつつも、同時に日中関係の打開にも前向きであった池田との間で、中国政策をめぐる潜在的な対立が存在したことを物語っている。

しかし、こうした党内の反発に加えて、より大きなインパクトを池田政権にもたらしたのは、徐々に明らかになってきたケネディ政権の中国政策に対する消極姿勢であった。池田政権において中国政策の再検討が行われていた同じ頃、ケネディ政権でも、国連中国代表権戦術の再検討が開始されていた。この時期、国務省内で、棚上げ案に代わる新戦術として有力視されていたのは、継承国家方式であった。これは国府の国連議席を保持したままで、北京政府に「中国の正統政権」のステータスを国府から継承させ、中国政府、国民政府の双方に国連議席を付与する方式であった。

しかし、ケネディ政権が試みた国連での「二つの中国」加盟案は、早くも困難に直面していた。第一の問題は、国府の反発である。国連での「二つの中国」の実現には、国府の承諾が不可欠であり、ラスク (Dean Rusk) 国務長官は、繰り返し国府の説得を試みていた。だが、国府は、棚上げ案の継続に固執し、仮に継承国家方式や、他の国連での「二つの中国」加盟案が強行された場合は、国連からの脱退を辞さない強硬姿勢を示していたのである。⁽⁶³⁾

さらに第二の問題として、ケネディ自身も国内からの圧力に直面していたことが挙げられる。アイゼンハワー前大統領は、新政権の中国政策の転換に強い反対を示しており、共和党中央議員を中心とするチャイナロビーは、上院において国連での「二つの中国」加盟に反対する決議を宣言した。⁽⁶⁴⁾ こうしたなか、ケネディは、国連での「二つ

中国」を容認することが、共産主義への政治的譲歩という印象を強め、来るべき中間選挙に与える悪影響を懸念するようになっていた。大統領選史上に残る僅差によって当選したケネディは、世論の動向に敏感にならざるを得なかったのである。それゆえ、大統領選時に見られた中国に対する積極姿勢は影を潜め、ケネディは、継承国家方式を支持せず、中国を国連から疎外する方法を求めて決定を遷延していたのである。⁽⁶⁾

池田政権の中国政策再検討は、この後、四月一七日から開始された官邸、外務省合同による「訪米打ち合わせ会」においても引き続き議論が重ねられ、最終的に日米首脳会談の直前の六月、島重信外務審議官によって起草されたポジションペーパー「中国問題」としてまとめられた。

しかし、このポジションペーパーにおいて、中国への積極的な対応を盛り込み、「二つの中国」政策の推進を打ち出したアジア局案は明らかに後退が見られた。すなわち、同文書では、「国民政府及び中共政府の国際的地位が変更しない限り、日本は現在の態度を変更するつもりは無い。従って中共との友好関係増進といっても現状において中共の承認を考慮していないことは勿論、日台政治関係を変更するような中共との政治的接近は考えていない」と、従来の中国政策の方針に変化がなく、日本が中国承認に向けた対米協調路線を外れる独自の中国政策をとらないことが明言されたのである。この内容が、自民党内の強い反発と、ケネディ政権の中国の国連加盟への消極姿勢が反映されていたことは明らかであった。

だが、アジア局が主張した積極的な日中接近政策がポジションペーパーから落とされる一方で、国府の「分断固定化」は、同文書においても引き続き推進するものとされた。実際、同文書では、「国民政府の地位についての擬制が日本と中国本土の公的な関係樹立を不可能ならしめていることに対する不満は次第に増強するものと見なければならぬ」と現状の方針の限界が指摘された。そして、「若し国府を国連に残しておくことが自由陣営に必要なならば、国府の地位をその現実に支配する地域を代表する政権に限定することによって中共の参加に当たって国府が

国連から追放されるのを防ぐことしか方法はない」と述べ、「国府を現在台湾を支配する正当な政府であることに法的に確定することが最も有効な方法ではないかと考えられる」と台湾の国際法的な領土確定の必要が強調されたのである。⁽⁶⁶⁾

同文書からも明らかのように、池田政権は、中国の国連加盟を主張することを避ける一方で、国連を通じた国府の「分断固定化」のみを米国に働きかけることによって、将来的な「二つの中国」政策の余地を作ろうと狙ったのである。

こうした方針が策定される中で、注目すべきは、前述した小川香港総領事の意見具申に見られた、米国のみならず、英国やカナダなどの他の西側諸国にも同時に働きかけて、国府の「分断固定化」を西側諸国の合意によって実現しようとする意見が、池田側近にも広く共有されていた点である。事実、五月五日、箱根で行われた第五回総理訪米打ち合わせ会において、宮澤喜一は、「何処かの国が台湾の帰属を決定すべしとの議題を出すようにしたらいい。そうすれば蒋介石は反対すべき理由が無い筈だ」とカナダとの協議を主張している。また大平正芳官房長官も、「英とかインドに予め相談してやったらいい」と述べたように、池田側近の主張によって西側諸国への説得が進められる方針が盛り込まれたのである。⁽⁶⁷⁾

池田側近が西側諸国の協調政策を主張した背景には、吉田茂の中国問題をめぐる「日英提携」構想の影響があったと推測される。吉田は、日米英の三国による共通の中国政策の構築を持論としており、自身も政権末期に、欧州諸国を訪問してこれを働きかけたことがあった。⁽⁶⁸⁾ 吉田の薫陶を受けてきた池田側近が、英国やその影響下にある英連邦諸国のイニシアティブを通じて中国問題の打開を図ろうと考えても不思議ではないといえよう。

また、池田政権は、米国への極端な依存を緩和するために、日米欧による「三本の柱」を標榜し、欧州政策を外交政策の要として重視していた。⁽⁶⁹⁾ こうした意味においても、国連中国代表権問題をめぐる欧州諸国への働きかけは、

政治的側面において、新たな日欧関係を構築しようとする試金石でもあったといえる。

このように、一九六一年の池田政権による中国政策再検討では、アジア局が主張するような積極的な日中接近策こそ採用されなかったが、国連中国代表権問題を通じた国府「分断固定化」構想を、初めて本格的に働きかけることが決定された。一九五〇年代後半から外務官僚の間で浮上してきた国連中国代表権を通じた中国問題の打開構想が、吉田政権以来の日米欧による中国政策協調の理念と結びつくことによって、中国問題をめぐる池田外交が始動したのである。

(二) 中国問題をめぐる日米協調と日欧提携

国府「分断固定化」構想を携えて池田が訪米する直前、米国においても国連中国代表権をめぐる議論が続けられていた。国民政府は、国連での「二つの中国」に依然として難色を示しており、ケネディ自身も、次期総会における中国の国連加盟に消極的であった。だが、これに対して、ラスク國務長官を中心とする國務省や、スティーブソン国連大使は、引き続き継承国家方式の推進を主張していた。

ここで、日本の国府「分断固定化」構想を考える上で興味深いのが、ラスクの姿勢であった。米政府内において対中国強硬派であったラスクは、確かに中国に対して強い警戒心を有していた。だが、同時に、国連中国代表権においては、国際社会の支持を得ることができる現実的な対応をとり、台湾の国際的な地位を保持することが必要と考えていた。ラスクは、仮に継承国家方式を米国が推進しても、「二つの中国」に反対する中国政府は、国連に参加しないであろうと予測していた。つまり、ラスクの考えは、中国の国連加盟を望む池田政権とは根本的に異なっていたが、一九六一年度の国連総会において、国府「分断固定化」を指すという点では池田政権の思惑と一致していたのである。

實際、こうしたラスクの姿勢は、五月二六日付の大統領宛覚書からも明らかである。同覚書は、継承国家方式に、中国を新国家として承認することを組み合わせた新戦術の許可、さらに、それに伴い国府、英国、オーストラリアに対して秘密裏に協議を行う許可を求めるものであった。ラスクは、英国に加えて、オーストラリアと協議を行うことで、この新戦術をオーストラリア提案として、国連総会に提出させることを想定していた。この覚書の中で興味深いのは、ラスクがこの三方国に加えて、日本を含めた中国問題に関係する他の友好国との非公式協議の開催も求めていた点である。ラスクは、同じ覚書のなかで、ケネディに日米首脳会談において、国連中国代表権問題の戦略について日本と協議することが重要であると進言している。⁽²⁰⁾

しかし、継承国家方式の推進に関して日本に協力を求めるかについては、国務省と大統領側近との間で意見の違いがあった。NSCスタッフのコマー (Robert W. Komer) は、ロストウに対して、この段階において、日本側に中国代表権問題の姿勢を鮮明にすべきでないとして、米国の方針が固まった後に、改めて国務省から通常の外交ルートで協力を要請すべきであると述べていた。⁽²¹⁾ コマーは、ケネディ大統領自身が、日本に国連中国代表権問題の新戦術を持ちかけることで、日本国内の日中友好勢力を勢いづかせることを懸念していたのである。

こうした米国政府内の方針の違いは、日米首脳会談において如実に表れた。一九六一年六月二〇日、ワシントンで行われた首脳会談で、池田は中国問題について触れ、「台湾の地位を高めるために積極的な措置をとるべきである」と主張した。しかし、これに対してケネディは、上院や世論の圧力を指摘しつつ、「進んで中共を国連に加入させ、事実上の『二つの中国』政策を国民政府に合意させることは困難である」と、「二つの中国」の国連加盟の実現の困難さを述べるに留まった。⁽²²⁾

しかし、同日午後から行われた小坂・ラスク外相会談では、中国問題をめぐって詳細な議論が交わされ、ラスクの反応もケネディと異なるものであった。中国問題について実質的な討議を望んでいた小坂は、「この問題のエッ

センスは台湾自身が自己の立場を正確に認識するか否かにあり、米国がはつきりと台湾に対してこの点を知らしめる必要があるし、また米国のみがこれをなしえる」と強い口調で語った。そして「国府がその支配力の及んでいない中国本土をも代表しているが如き擬制をとっていることには強い反対があるのでワーカブルなフォーミュラを作る必要がある」と、国府の「分断固定化」を実現するために、国際社会の一致した解決策の必要性を主張したのである。

これに対して、ラスクは、ケネディとは異なる姿勢を見せ、「もっとソフィステイクドなフォーミュラにアライエスすることが本問題の解決に必要である」と小坂の意見に同意した。そして「米国の案のみ頼ることなく関係諸国が緊密に協議して呉れるのが良い。たとえば日本とオーストラリアがこの問題について話し合うことも望ましい、いずれにしても多角的な協議が必要である」と応えたのである。⁽³⁾

訪米した池田一行にとって、ケネディ政権が、中国の国連加盟を望んでいないことは事前の予想通りであった。だが、日米会談を通じて、日本側は、中国の国連加盟ではなく、国連における国府「分断固定化」に限定して、日本が他の西側諸国への積極的な働きかけを行うことは、国内圧力で身動きのとれない米国にとって歓迎すべきことであるという印象を強めたといえる。いわば、池田政権は、日米協調という立場を崩さずに、国連における国府「分断固定化」を進めることが可能であるという認識を強めたのである。

池田は、米国に続いて訪問したカナダにおいて、こうした自由主義諸国との連携に積極的に動き出した。六月二六日、池田は、カナダのディーフェンベーカー (John Diefenbaker) 首相との会談で、「日本は国府、中共の双方に対しそれぞれ特殊な関係にあり、二つの中国論を国内ではいいえない立場にある。カナダ辺りがイニシアティブをとってくれば最もよいのではないかと思う」と、カナダに国連での「二つの中国」案を主導する要望を伝えた。これに対して、ディーフェンベーカーは、「両中国を着席させることに同意されるか」と逆に問いかけ、池田がそ

れに同意すると、デーフェンベーカーは「我々はそう遠くはない(We are not so far apart)」と答えたのである。⁽²⁴⁾池田がカナダ首脳との会談において中国問題を持ち出したのは、カナダが、国連において国府「分断固定化」を主導する有力な候補国と考えていたからであった。また同時に、池田訪米に続いて七月に予定されていた小坂外相訪欧において日欧提携を図る布石でもあったといえよう。池田の帰国後間もなくして、小坂は、欧州諸国歴訪に出発した。小坂訪欧の狙いは、国連を通じた国府「分断固定化」を目的とした日欧の協調政策を図ると同時に、国連工作の主導権を、西欧諸国の手に委ねることにあった。⁽²⁵⁾

七月五日朝、最初の訪問国である英国ロンドンに到着した小坂外相は、まず、宿舎に向かう車中で、ヒューム(Alexander Frederick Douglas-Home)外相と会談を行った。小坂は、早速中国問題について切り出し、先の日米首脳会談の概要を説明した上で、米国が直接国府に対して「現実の地位を認識させること」は困難であるとして、国連において米国に代わってイニシアティブをとる候補国として、カナダ、インドの名を挙げた。小坂は、ヒュームに、先の日加首脳会談において、カナダが中国問題の解決について積極的な姿勢を見せていたことについて触れ、英政府に、中国問題を来るべき英連邦首相会議で本格的に取り上げてもらうことを要望した。小坂は、インドやカナダに対して、依然として強い影響力を有する英国が、国府「分断固定化」に向けた積極的な働きかけを行うことを期待していたのである。⁽²⁶⁾

次いで、同日昼に小坂は、マクミラン(Harold Macmillan)首相を表敬訪問した。ここでも「台湾が全中国を代表するとの擬制をやめること先決たりと考える。しかして台湾自身が自らの立場を理解することが必要なりと思ふ」と小坂は繰り返し主張した。そして「日本は結局のところでは二つの中国という考え方にならざるを得ないと考えているが、中共問題については第一六回国連総会前に自由諸国の間で充分話し合いを遂げることが必要であり、しかも時間は余り残されていないからタイミングを逸してはならぬ」と主張したのである。⁽²⁷⁾

しかし、これに対する英国の反応は消極的であった。中国問題について英国政府は、同年四月五日にワシントンで行われた米英首脳会談において、北京と台北の双方が、「二つの中国」に反対している以上、次期国連総会において、「二つの中国」方式による中国問題の解決を図ることは好ましくないという考えを示していた。⁽²⁸⁾ 事実、小坂訪英前に英国外務省は、日本政府からポジションペーパー「中国問題」を受け取っていたが、これを分析した外務省極東局長のデ・ラ・メア(A.J. De la Mare)は、中国問題をめぐる日本の立場が英国のそれに大変似ている点を認めつつも、国府が「台湾の政府」である現実を認めない限りにおいて、日本が望んでいた国府「分断固定化」を推進することは不可能であり、時間をかけて徐々に進めていくほかに方法はないと述べていたのである。⁽²⁹⁾

それゆえ、小坂訪英の成果は当初から限定されていた。ヒュームは「英連邦首相会議を開いている暇はなかるべく次の国連総会の方が先に来るので英連邦首相会議開催という考え方は実際的でない」と述べ、英連邦諸国による国連のイニシアティブに関して「インドは了承するかもしれないが協力はしない。自分は国府説得役としては力ナダも豪州も非力であると考えている」と小坂提案に消極的な姿勢を示した。そして、「結局米国が国府を説得するほかに方法はない。いくら堂々めぐりしてもやはり米国にやってもらうのが一番である」という初めの出発点にもどった次第でこの問題はまったく頭が痛くなる」と述べ、国府の説得はあくまで米国のみが行いうるものという姿勢を崩さなかつたのである。結局、小坂は期待した国府「分断固定化」への積極的言質を英国側から得ることはできず、中国問題をめぐる日英の意見交換に留まらざるを得なかつた。

また、こつした中国問題に対する消極的な姿勢はフランスも同様であった。小坂は英国に続いてフランスを訪れ、七月一日にパリのエリーゼ宮でド・ゴール(Charles de Gaulle)大統領と会談した。小坂は、中国代表権問題をめぐる日本政府の立場について説明した後、日本と米英仏の緊密な連絡の必要を強調した。

だが、これに対して、ド・ゴールは「支那問題は日本の如き特殊緊急のものではない」として、「国連の現状は

遺憾ながら非現実的な活動に終始している、仏はその成り行きに対して殆ど無関心である。従って仏はかかる討議には賛成もせず、反対もせず、*à vis* も行使する考えはない」と、英国と同様に国連での中国問題への関与に否定的な見解を示した。

ド・ゴールはそればかりか、中共問題は「日、米、英、仏等で十分その処理を考慮すべきであり、国連に持ち出すのはあと廻しにすべきであるに拘らず、遂に国連が取り上げ、最も関係の薄い国々がかなりあつて世界中の野心政治家達に火を付けさせる機会を与えた」と批判し、池田政権が望んだ国連を通じた中国問題の解決は、かえって予測不可能な事態を招く可能性がある」と小坂をたしなめたのである。⁽²⁾

小坂訪欧の狙いは、欧州諸国のイニシアティブによって、日米が表だつて動くことのできない国連での国府「分断固定化」の国際的合意を形成することにあつた。だが、日欧提携を目指した小坂訪欧は、欧州諸国の消極的な反応を前に期待はずれに終わったのである。

しかし、そもそもこうしたアプローチは、日本が日欧提携の文脈において、何ら積極的な役割を果たす意思がなかつたという点で、大きな限界があつたといわざるを得ない。日本との協調に期待を寄せたラスクのみならず、日英会談において、ヒューム外相が「なんといいつも日本などは国府説得に適役というほかない」と述べたように、米英両政府は、日本がむしる国府を説得するイニシアティブを發揮することを期待していた。

だが、これに対して、国府説得の責任を担う意志のない池田政権は、小坂外相の「周囲の事情が熟してきて国府もよ程考えを変えたという状況になりその段階で説得を行うというのであれば日本が表面に立つこともあるいは考えられぬこともないかも知れぬが、それ以外の場合は日本は到底動き回れるものではない」と歯切れの悪い返答に終始するばかりだったのである。⁽³⁾

結局、北京、台北双方から「二つの中国」の陰謀に加担したと非難される危険を避けたいのは、西欧諸国も日本

と同様であった。こうした意味で、その負担を西欧諸国に負わせようとする日本の姿勢は、説得力を欠くものであり、そのまま国連中国代表権問題に対する池田外交の限界を示していたといえよう。

(三) 重要事項指定案の成立

小坂訪欧による国府「分断固定化」の政策協調が不調に終わった七月後半、継承国家方式が実現不可能なことは、米政府内でも明白になりつつあった。こうしたなか、継承国家方式に代わって新たに浮上してきたのが、国連憲章一八条二項に基づき、中国代表権問題の議決を、総会において三分の二以上の得票を必要とする「重要事項」に指定する重要事項指定案であった。

ところで、この重要事項指定案をめくっては、従来、日本の発案であったと日本政府関係者の回顧録によつて語られてきた。小坂善太郎は後年回顧録の中で、六月の総理訪米前に島重信外務審議官に省内で、重要事項指定案と継承国家論の双方の案を起草させ、この両案をラスク国務長官に見せたところ、ラスクは非常に喜んで、「是非これで行りたい。イギリスに話してくれ」と言われたと述べている。そして、訪英時にヒューム外相からも賛同を得て、最終的に日本も共同提案国になったとして、重要事項指定案が、「日本案」であり、「日本の言い出したもの」であったと証言している。⁽⁸⁾

また、国連大使であった岡崎勝男も、小坂のような明言は避けているが、回顧録に「私は関係諸国と協議の上、中国代表権は重要な問題であるから、総会の三分の二の多数をもってしなければ、いかなることも決定できない」という提案をしたのである」と、日本が主導的な役割を果たしたともとれる文章を残している。⁽⁹⁾

しかし、これらの証言は、近年公開された一次史料と明らかに矛盾している。まず、島外務審議官起草のボジションペーパー「中国問題」には、重要事項指定案は言及されず、継承国家方式を基礎として国府の主権を台湾

に限定することによって、中国を新たに国連に加盟させる余地を作るという内容であり、重要事項指定案は、訪米前の段階では省内では議論されていなかった。⁽⁸⁵⁾

くわえて、これまでも論じてきたように、小坂・ラスク会談や小坂・ヒューム会談において小坂外相が、重要事項指定案の推進を提案した事実はない。日本が、重要事項指定案を提案して、米英間をとりもったとする小坂の記述は、日本の果たした役割を過大にかつ都合良く解釈していることがわかる。

また、ニューヨークの日本国連代表団が、米国側に対して、重要事項指定案の提案を行った可能性についても考えにくい。池田訪米後の六月三〇日に岡崎大使は、ステイーブソン大使と会見しているが、この段階でも岡崎は、重要事項指定案については何も触れていない。それどころか岡崎は、「日本の基本的立場は、台湾を中共の手に渡さないことであり、それゆえ問題は、台湾の保全と独立を確保する解決案を練ることだ」と述べるに留まり、逆に東京に国連政策の現状をどのように報告すればよいかをステイーブソンに尋ねているのである。⁽⁸⁶⁾ 実際、当時ニューヨークの国連代表部に赴任しており、岡崎の下で国連工作に当たっていた外務官僚も、重要事項指定案が日本側の発案であったとする証言に否定的である。⁽⁸⁷⁾

むしろ、これ以前の文書記録に残らない非公式の場合で、日本の国連代表団が、中国代表権問題を、憲章一八条二項による「重要事項」に指定する解決案を米国側に示唆した可能性は否定できない。だが、少なくとも米国側史料を見る限り、このような非公式での意見交換があったとしても、それが米国政府に影響を与えたとはいえない。

米国務省の公開史料から判断する限り、重要事項指定案によって乗り切ることを最初に強く主張したのは日本ではなく国民政府であった。七月一九日、ワシントンで開かれた中国代表権問題をめぐる米華事務レベル協議において、国府の蔣廷黻国連大使は、国務省のマコーニー (Walter P. McConahy) 極東問題担当次官補とクリーブランド (Harlan Cleveland) 国際組織担当次官補に対して、国府追放と中共の国連入りを目指すソ連提案を阻止するた

めであれば、中国問題を、憲章一八条での「重要事項」に指定することで十分目的を達成することができるとい
意見を示した。⁽⁸⁸⁾

しかし、これに対して当初、米国側は国府の提案に反対を示していた。中国問題を解決するための具体的な提案
抜きに、中国問題を「重要事項」指定にかけるとは、いわばモラトリアムの亜種に過ぎず、多くの国々に消極的
な戦術と見られ十分な支持を集めることが不可能であると考えていたからである。中国政策修正論者のステイーブ
ンソンのみならず、マコーニーやクリーブランドといった中国政策に関わる国務次官補も、国内圧力からケネディ
大統領が、中国の国連加盟を認めることの困難を認識しつつも、依然として「あらゆる戦術に柔軟に対処したい」
として、国連での「二つの中国」加盟への道筋を残した継承国家方式の可能性を模索していたのである。⁽⁸⁹⁾

だが、国府が、「二つの中国」に強い拒否反応を示し、さらに英国を始めとする欧州諸国や日本も、米国に代わっ
て国府説得の役割を担おうとしない状況において、継承国家方式は手詰まりとなっていた。

他方、事態をさらに複雑にしたのは、モンゴル人民共和国（以下、外蒙）の国連加盟問題をめぐると対立であった。
外蒙は伝統的な中国の「固有の領土」であり、モンゴル政府はソ連の傀儡政権であるという立場をとる国府は、外
蒙の国連加盟に一貫して反対しており、過去には拒否権の発動をもってこれを阻止してきた経緯があった。しか
し、ソ連が外蒙の国連加盟を、モリタニアの国連加盟とのパッケージ・ディールとする立場を明らかにしたこと
から事態は緊迫した状況を迎えることとなった。国府が、安全保障理事会において、仮に外蒙の国連加盟を拒否権
の発動によって阻止すれば、ソ連もモリタニアの国連加盟に拒否権を発動することとなり、総会での中国代表権
決議において、モリタニアを支援するアフリカのブラザビル諸国の国府支持票を一挙に失う恐れが出てきたから
である。⁽⁹⁰⁾

米国政府は、国府に、外蒙の国連加盟に対する拒否権発動を控えるように説得工作を進めていた。だが、これに

対する国府の姿勢は頑なであった。前年来のケネディ政権による「二つの中国」を示唆する発言を前に、蒋介石の対米不信は頂点を迎えたつあり、外蒙の国連加盟が、中国の「固有の領土」の「分断固定化」を招き、最終的には「二つの中国」を導くとして断固拒否する姿勢をとっていたからである。

結局、国府の陳誠副総統の訪米を直前に控えた七月二十八日、ラスクは、ケネディに対して、重要事項指定案によって国連中国代表権問題を乗り切ることを提案した。⁽⁹¹⁾ラスクの提案を受けて、ケネディは、ホワイトハウスの法律顧問に、国連憲章の解釈上、「重要事項」指定が中国問題に適用可能かどうかの検討を行わせた。⁽⁹²⁾そして、八月五日、ケネディは、ステイブソンに、次期国連総会において中国問題を「重要事項」として総会の三分の二の賛成を必要とする決議案で乗り切ること、さらに中国代表権問題を協議する研究委員会の設立を提案することを命じたのである。⁽⁹³⁾

ところで、従来の研究では、同時期に進行していた外蒙国連加盟問題の陰に隠れてあまり注目されてこなかったが、ケネディのステイブソンへの指示からも明らかなように、ケネディは、当初は重要事項指定案を単独で議決させることを想定しておらず、同時に研究委員会の設置を総会で議決させることを構想していた。これは複数の国連加盟国から構成された中国問題を討議する研究委員会を国連総会に設置することによって、数年以内に中国問題の結論を総会に提出することを目指したものであり、当然のことながら、委員会の結論次第によっては、数年以内の国連での「二つの中国」加盟を視野に入れたものであった。

ケネディ自身、重要事項指定案のみでは従来のモラトリアム案とほとんど変化がないために、充分な関係国の支持を集めることが困難であると考えていた。⁽⁹⁴⁾いわば、この決定は、国府への政治的配慮から今年度の決定を先送りすると同時に、国連総会において国府支持票を集めるための折衷案ともいえた。

小坂外相による西欧諸国への働きかけが不調に終わった池田政権にとって、この研究委員会案は注目すべきもの

であつた。九月二二日、国連総会の出席のために訪米した小坂は、ニューヨークで、ラスク国務長官との長時間の協議を行い、中国問題を「重要事項」として扱つと同時に、問題全体を議論する研究委員会の設置の働きかけを行うという点に同意を示した。

小坂はこのラスクとの会見について、直後にヒューム英外相に次のように語っている。「台湾人を説得しうる可能性があつたのは米国だけであつたが、米国は説得に失敗した。それゆえ、なすべきことは、米国の提案を支持して委員会を立ち上げ、委員会から報告を提出されるまでの間の時間を稼ぐことだけである」。小坂の発言が示しているように、池田政権は、重要事項指定案による「時間稼ぎ」と並行して、研究委員会の設置による中国問題の打開に期待をかけたのである。⁽⁸⁾

実際、こうした池田政権の姿勢は、ニューヨークの国連日本代表部が、研究委員会案の実現に力を注いでいたことから窺える。一〇月五日、国連代表部に派遣されていた宮崎章駐オランダ大使は、鶴岡千仞国連局長、中島敏次郎国連代表部二等書記官と共に米国連代表部と中国代表権問題の戦術について協議を行った。この席上で、米側から決議案の草稿を見せられた日本側は、重要事項指定案を、研究委員会案と同時に導入すべきという考えを示した。そして、宮崎は、研究委員会案の決議内容は、委員会で討議する内容を中国代表権問題のみに絞り、安理の拡大やその他の事項については言及すべきでないという考えを示し、同時にソ連ブロック諸国の棄権を防ぎ、多くの国に教育的効果をもたらす意味でも、研究委員会はなるべく多くの参加国で構成するよう意向を伝えたのである。⁽⁹⁾

こうした日本側の発言からは、国府支持票の獲得という戦術的観点を重視する米国とは異なつて、中国問題を協議する研究委員会により実効性をもたせようと考えていたことを示している。

しかし、日本政府は、研究委員会案を支持して、将来的な国連での「二つの中国」に期待をかける反面、これら

の提案に日本が直接的に関与することについては依然として消極的であった。外蒙国連加盟問題をめぐって依然として強硬姿勢を崩さない国府に対して、池田政権は、岸信介前首相の台湾への派遣、さらには池田首相の蒋介石宛親書の発出などによって説得を図っていた⁽⁹⁷⁾。しかし、その一方で、池田政権は、重要事項指定案の共同提案国になることには態度を保留し続けていた。こうした背景には、九月一二日に、星文七国連代表部参事官が、国連米代表部に語っているように、池田政権が、中国代表権問題をめぐって米国の共同提案国になることで、中国に好意的な国内世論や野党からの厳しい批判にさらされることを懸念していたことがあった⁽⁹⁸⁾。

事実、日本国内では野党のみならず、自民党内の親北京派で、池田とも関係の深い松村謙三や高崎達之助も、国連中国代表権決議からの棄権を主張していた。とりわけ高崎は、日中間貿易の本格的再開を通じて日中関係を再び積み上げていくことを目指しており、国連中国代表権問題において、中国を支持することは不可能にせよ、せめて代表権議決から棄権することを池田首相に直接進言していたのである⁽⁹⁹⁾。こうした親中国派の進言を前に、池田は、日米協調と日中接近との間で難しい選択に立たされていた。

しかし、池田が決断せねばならない時は確実に近づいていた。一〇月二五日、国府が拒否権発動を控えたことによつて、懸念されていた外蒙の国連加盟が実現した。国府が最終段階で譲歩を行った決定的な要因は、ケネディが、蒋介石と親交の深いCIAのクライン(Ray Cline)台北支部長を通じて、中国の国連加入を阻止するため有効であるならば、米国政府は、安保理での拒否権の使用を辞さないという点を極秘裏に保証したことにあつた⁽¹⁰⁰⁾。

外蒙国連加盟問題の解決により、国府が、中国代表権決議におけるブラザビル諸国からの支持を得られることはほぼ確実となり、中国代表権問題をめぐる信任投票に、国府が直ちに敗北する可能性はなくなつた。そして、重要事項指定案と研究委員会案の決議に向けた関係国の協議が本格的に開始されることとなつた。

このような事態を前にして、一月一五日、東南アジア歴訪を控えた池田首相は、重要事項指定案の共同提案国

なることを最終的に承認した⁽¹⁰⁾。池田の決定は、代表権問題の棄権による日中接近よりも、池田・ケネディ会談で示した中国問題をめぐる日米協調を重視したことを意味していたのである。

池田政権がとった最後の試みは、重要事項指定案と同時に研究委員会案を通すことによつて、将来的に国連において中国問題を打開する道筋を作ることであつた。池田の決定から二日後の一月一七日に、国連日本代表部の宮崎章は、米代表部に対して研究委員会案と重要事項指定案を一つの決議案に統合して総会に提出することを提案した⁽¹¹⁾。日本政府は、重要事項指定案を単なる手続き動議で終わらせることなく、研究委員会案を包括した統合決議案として国連総会にかけようとしたのである⁽¹²⁾。

しかしながら、日本側が望んだ研究委員会案は、継承国家方式と同様の困難に直面せねばならなかつた。

第一の問題は、「二つの中国」の可能性を徹底的に排除せんとする国府の激しい抵抗である。一月一九日、蒋介石は、ドラムライト (Everett Drumright) 駐華米大使との会談で、研究委員会案に強い不快をあらわにした。蒋介石は、国民政府は既に外蒙問題における拒否権発動を犠牲にして、アフリカ諸国の重要事項指定案への支持を得たにも関わらず、なぜ米代表部は「二つの中国」を導く恐れの高い研究委員会案に固執するのかと難詰した。そして、反駁するドラムライトへの苛立ちを徐々に隠せなくなった蒋介石は、もし米華間で協力関係が得られないのであれば、国府が国連に留まる必要は存在しないと述べ、再度、国連からの代表団引き揚げを仄めかしたのである⁽¹³⁾。

さらに第二に、国府の激しい反発を前にして、多くの国々が、研究委員会案の共同提案国になることに消極的であつた。国府からの抗議を恐れる国府承認国のみならず、日本と同様に「二つの中国」を志向していた英国も共同提案国となることに消極的であり、カナダも、研究委員会に加わる意思を表明したものの、国連での「二つの中国」の提案を自国が主導することは困難であるという態度を表明していた⁽¹⁴⁾。実際、一月二十九日の段階で、重要事項指定案ですら、共同提案国になることを米国政府に表明していたのは日本だけであり、大半の国々は中国問題に直接

関わることに二の足を踏んでいたのである。⁽⁹⁷⁾

結局、こうした状況のなかで、米国政府は、研究委員会案を断念する。外蒙国連加盟問題において国府が譲歩の姿勢を示したことにより、国連総会において単純多数決でもソ連の中国加盟・国府追放提案を否決できることは確実視されていた。こうした状況で、重要事項指定案単独でも十分な国府支持票を得ることが可能であるとの見通しをもった米国政府は、研究委員会案を切り捨て、国府が主張する重要事項指定案のみで、総会の通過を図る方針に転じたのである。⁽⁹⁸⁾

日本政府は、提案した重要事項決議と研究委員会の統合決議案も、米国から肯定的な反応が得られず、最終的に二月一日、米国、オーストラリア、コロンビア、イタリアとの五力国の共同提案として、重要事項指定案のみを国連総会に提出した。

二月一日、同決議案は、国府の外蒙国連加盟問題で示した譲歩が、国連加盟国から一定の評価を得ていたこともあり、皮肉にも当初の悲観的予想を覆して六一対三四の大差で可決された。国府は、国連脱退という最悪の事態を覚悟しながらも、瀬戸際の抵抗を示したことによって、「中国の代表」として引き続き国連議席を保持することに成功したのである。

このように、池田政権は、国連中国代表権問題の転機を通じて、国連での国府「分断固定化」を実現させることで、将来の「二つの中国」政策につなげようとしていた。だが、結局は、国府の激しい反発を前にして、実質的にモラトリアム案の継続に近い結果に終わった。池田政権は、中国の国連加盟の余地を作るためにも、国府「分断固定化」の旗振り役を欧州諸国に委ねることを期待していた。だが、欧州諸国にとっても中国問題に深入りする政治的リスクを負うことには慎重であり、こうした試みには、そもその限界を内在させていたといえよう。

しかし、不本意な結果に終わったとはいえ、池田政権は、国連における国府の「分断固定化」を断念したわけで

はなかつた。池田政権の姿勢が最も明確に現れたのは、二月六日の国連総会における岡崎国連大使の代表演説であった。岡崎の代表演説は、「六億余の人口を現実にも有効に支配している事実を将来の世界平和に看過しえない事実である。(…中略…) 国際連合において中国を代表とすべき議論があることを日本代表団は承知している」という表現が含まれており、岡崎自身も回顧録で触れているように、池田政権の「二つの中国」の立場を強く示唆したものであった。^(註)

近年開示された外務省文書によれば、この岡崎演説は、外務省アジア局が、一月後半から検討を重ねた上で起草したものであり、さらには池田首相の強い意向が反映されていた。

池田は、草案を作成する事務方に対して、「(一) 中共の国連加入は時間の問題であるとの大勢を認識し、その立場に立つて草案を作成すること(国府及び米国に対する義理あるも致し方無し)(二) 中共侵略決議については日本の加盟以前のことであるから余り重視しないこと。平和愛好性についても国連憲章の原則と目的に従って云々程度でよい。(三) 国連の Universality の原則について触れること(四) 国連加盟国中三七カ国が中共を承認していること」の四点を演説草稿に盛り込むことを自ら詳細に指示している。^(註)

このことからわかるように、首相である池田自身、中国の国連加盟が遠くない将来に実現するという認識を依然としており、国連での「二つの中国」加盟を含みをもたせていた。池田は、国連中国代表権問題を通じた中国問題の打開に、依然として期待を寄せていたのである。

第三節 東アジア冷戦の変容と池田外交

(一) 日欧提携への期待と現実

一九六一年一二月の国連総会において、重要事項指定案が予想以上の賛成票によって通過したことにより、懸念された国府の国連追放による中国の国連加盟という事態は当面、回避されることとなった。翌一九六二年は、前年度とは対照的に、国連中国代表権問題をめぐる議論が国際的に高まることもなく一時的に風を迎えた。

こうした状況は、日本政府の情勢認識にも反映された。一九六二年三月に外務省アジア局中国課において作成された文書「対中共政策」では、「国連問題を通じて日中関係の打開を図るという方策は、ここ数年間は実現の見込みはないものと判断される。なぜなら重要事項指定決議は次の総会において単純過半数をもって覆しうるという解釈をとることは可能であるが、実際問題として六一対三四の大差をくつがえすことは極めて困難と認められるからである」と分析している。^(註)

しかし、こうした情勢認識は、池田政権が、国連を通じた国府「分断固定化」による日中関係の打開を断念したことを必ずしも意味しない。中国課が同時期に作成した文書「当面の対中共策について」に、「世界の趨勢として、特に国連において、二つの中国（台湾を中国から切り離すという意味で用いる）が実現する方向を支持するが、自らは表面に立たないものとする」とあるように、国府「分断固定化」を模索するという点において、池田政権の中国政策の基本方針は一貫していたのである。^(註)

一九六二年は、国連中国代表権問題における足踏みとは対照的に、日中関係に重要な進展が見られた年であった。「積み上げ方式」による日中関係の構築を模索してきた松村、高碕らの動きが結実し、一月九日、北京において高碕と廖承志との間で、日中間貿易（ＬＴ貿易）協定が締結されたのである。政権発足以来、日中貿易の拡大と

日中間の直接接触を必要と考えていた池田は、松村の訪中計画を支持していたが、こうした非政府行為者の動きによって、池田政権は、一九五八年以来となる日中貿易の本格的再開の足がかりを築いたのである。⁽¹⁴⁾

他方、国内政局においても、池田は、一九六二年七月に総裁再選を果たし、政権の党内支持基盤を強化していた。これにより、対外政策において、岸・佐藤ら対中国関係慎重派からの自立を確立することで、日中貿易を積極的に推進することが可能になったといえる。⁽¹⁵⁾

この時期の池田の中国に対する姿勢を示す証言として、総理秘書官として池田に仕えた伊藤昌哉の晩年の談話は注目に値する。

一九六二年一月、日韓交渉において最大の争点であった請求権問題を「大平・金メモ」によって妥結した大平正芳外相に対して、欧州歴訪から帰国した池田は不快感を示し、両者の関係はしばらく疎遠になったという。伊藤によれば、この対立の背景には、日韓問題よりも日中問題の解決を重視する池田の姿勢があった。この当時、池田は、「アメリカ、イギリス、中国、フランス、ドイツを全部ひっくるめた外交方針で世界的な視野から見た日中問題の解決」というアイデアを考えており、訪欧に際して、池田は、フランスのド・ゴールに中国承認を主導させて、日本が後に続くことを構想していたという。それにも関わらず大平が、日韓交渉を池田に独断で進めたために、欧州から帰国した池田は、大平に怒りをあらわにしたと、伊藤は回顧するのである。⁽¹⁶⁾

この伊藤の談話以外に、池田の認識を裏付ける一次史料は、残念ながら存在しない。また池田訪欧の際のフランスでの会談録には、池田が積極的に中国承認を促したという内容は存在せず、伊藤の談話は、後述する一九六四年の中仏接近から導かれた「歴史の後知恵」に過ぎないといえよう。しかし、こうした伊藤の脚色を割り引いても、伊藤の談話からは、池田が一九六二年以降も、中国問題を重視しており、欧州諸国を含めた国際的な合意によって中国問題の解決を考えていたことがうかがえよう。

だが、池田が、「二つの中国」に向けた協調政策を欧州諸国に示唆しながらも、実際にはこれを積極的に働きかけなかったことは事実である。実際、一九六二年一月の欧州歴訪時に、池田は、英仏両国の首脳との間で、現状の重要事項指定案を支持すると語りつつも、将来的な「二つの中国」による解決を示唆している。一月一日のフランスでのド・ゴール大統領との会談で池田は、次のように語っている。

中国大陆の中国人を無視することが出来ないにせよ中共承認ということも劇的にできないし、またアジアの平和ひいては世界の平和に対する影響も大きいので国連では重要事項指定方式を支持してきた。しかし米国の一部（たとえば Chester Bowles）には二つの中国の实在を認めてゆこうという考えもあり英国にもそのような考えがあると思われる。日本としては二つの中国と言えは中共と台湾を怒らせるだけなのでこのようなことを主張するわけにはいかないが永い将来について行く行くは現実の問題として二つの中国的な解決が必要になるかと思う。^(註)

続く訪問国である英国でも、池田は国連中国代表権問題をからめて、同様の意見を開陳した。ヒューム外相の「英国の方針は中共を国連に入れることである。台湾については故意にボカしてある。一つの方法は国連に委員会を作って検討させること、他の方法は台湾自身が国連加盟を申請することであると思う」という意見に対して、池田は、「今の二つの考え方は日本にも米国にもある。日本は米国との関係から重要問題方式で時を稼ぐことにしたい。台湾九〇〇万のうち本土から来たのは二〇〇万だけでこれを全部中共にやる訳にはいかない。しかし、いずれ米・英・日が中心となって考えなければならなくなるだろう」と心配、将来的な日米欧による中国問題の協調政策の構築を示唆している。^(註)

このように池田は、一九六二年以降、中国問題をめぐる日欧提携を西欧諸国の首脳に示唆しつつも、日米協調への配慮から積極的にこれを推進することはなかった。こうした意味では、国連中国代表権問題に対する池田政権の姿勢は、積極的な国府「分断固定化」の議論を展開した前年に比べて後退したものであったといえよう。だが、池田は、日中貿易による中国との段階的な関係構築を図りつつ、遠くない将来に到来すると考えていた米国の中国政策転換の機会をうかがっていた。池田側近の一人であった黒金泰美は、後年、この時期の池田政権の姿勢を次のように回顧している。

非常に率直に申しますならば、池田並びに池田周辺では北京と台湾の勝負はついているのだと、勝負はついているのだがまだそれを国際関係で、現実にその事実を認めて行動するには機が熟していない。従ってよく言われるような政経分離の方式で、人事交流と経済交流を積み重ねて行つて、その時間を稼いでいく。そして国際情勢が熟してくれば、目的に達するのだというような考え方であったと思います。⁽¹⁸⁾

黒金が述べるように、池田政権が、「二つの中国」政策を目指して、再び国府「分断固定化」構想を働きかけ得るかどうかは、東アジア国際情勢の展開にかかっていたのである。

(二) 米中関係の緊張化

しかし、こうした池田の期待とは裏腹に、日中LT貿易が開始された一九六二年後半以降、東アジアの国際情勢は、再び緊張化の方向へ転換しつつあった。中国の核兵器開発の進展と、東南アジアに対する影響力の増大が、ケネディ政権の対中国姿勢を著しく硬化させたのである。

中国政府が、原子力開発を決定したのは、第一次台湾海峡危機の最中である一九五五年一月であった。毛沢東の狙いは、原爆開発を成功させることで、米国に対する最小限の核抑止力を獲得すると同時に、中国政府の威信を国際社会に示すことにあった。当初、中国政府は、ソ連からの技術支援による核開発を目指していた。だが、中ソ関係の悪化により、一九五九年六月、ソ連政府は、核関連設備の技術情報と原爆サンプルの引き渡しを中止を通告する。ソ連からの技術供給を絶たれた中国政府は、これ以後、自主開発の方針に切り替え、引き続き核兵器開発を進めていたのである。⁽¹⁸⁾

中国の核兵器開発の進展は、ケネディ政権の中国政策に大きな影響を及ぼした。U2偵察機や偵察衛星を通じて、中国の原爆開発の状況が、不完全ながらも徐々に明らかになるにつれて、米政府内では、中国の核保有がアジア近隣諸国に与える影響を懸念し、これを阻止する方法が検討され始めた。一九六二年一〇月のキューバ危機以降、ケネディ政権は、ソ連との間で核不拡散をめぐる協調政策を模索し、部分的核実験禁止条約の締結を目指すようになるが、これには中国の核兵器開発を抑制しようとする目的もあった。⁽¹⁹⁾

しかし、これに対して中国は、米ソ両国による核不拡散体制の構築に逆に反発を強め、部分的核実験禁止条約の締結を拒絶し、核兵器開発を継続した。

中国の核兵器開発に強い危機感を抱いたケネディは、これを阻止するための共同行動をソ連に打診し、さらに一九六三年九月には、国府との間で、中国の核関連施設を先制攻撃で破壊する秘密作戦を検討するまでに至った。⁽²⁰⁾ こうした中国の核開発を直接阻止しようとする動きは、一九六三年後半以降、徐々に薄れていくこととなる。先制攻撃によって確実な核開発施設の破壊が見込めない上に、国務省でロストウのスタッフであったジョンソン (Robert Johnson) の報告に見られるように、中国の核武装は、必ずしもアジアの軍事的均衡を変えるものではないという認識が、米政府内で支配的となっていたからである。しかし、ケネディ政権末期からジョンソン (Lyndon Johnson)

政権初期にかけて、中国の核兵器開発は、米国にとって重大な脅威であることに変わりなく、米国のアジア政策に対する挑戦と認識されるようになっていたのである。

一方、米国の中国に対する脅威認識の高まりと呼応するよつに、一九六二年後半は、中国も対外政策の岐路にあつた。一九五九年末から一九六一年まで、中国政府は、経済的苦境から脱却するための調整政策が優先され、対外政策においても、劉少奇、周恩來らに主導される形で、現実主義的な近隣外交が展開された。中国政府は、一九六一年四月、インドネシアと友好条約を締結した。さらに翌五月には、内戦が激化していたラオスをめぐって、ジュネーブ会談に陳毅外相を派遣し、中国政府は、一九五四年以来となる東西会談に参加した。また同年にはネパール、ビルマとの国境線も確定させ、周辺諸国との緊張緩和に努めたのである。⁽²³⁾

しかし、このような中国の現実路線は、一九六二年に入ると徐々に党務に専念していた毛沢東からの巻き返しにさらされる。この契機となつたのは、一九六二年の春から夏にかけて起こつた王稼祥の報告をめぐる党内論争であつた。一九六二年二月と六月、中国共産党の党外交を推進する責任者である王稼祥中共中央対外連絡部長は、二度にわたつて、中国の国際関係についての報告を党指導部に提出した。これらの報告の中で、王は、社会主義建設のためにも、中国外交は、「平和共存」と「反帝国主義」闘争の均衡が重要であり、過度の「反帝国主義」の主張は控えるべきであると主張した。そして、中国の国際的圧力を軽減するためにも、中ソ論争をこれ以上上げるべきではなく、軍縮に対して積極的な姿勢をとり、米国を含む西側諸国との「平和共存」を志向すべきであるとの議論を展開したのである。⁽²⁴⁾

王稼祥の政策提言は、急速に悪化していた中国の対外環境の現状を反映していた。一九六二年四月、新疆イリ地方において数万人のウイグル人住民がソ連領に脱走する事件が起こり、中国領中央アジアにおいても、カザフ人の暴動が発生したことで、中ソ国境での緊張が高まりつつあつた。また同じ時期、国府が、大陸反攻に向けて再び活

発な動きを開始し、米国政府の強い抑制によって沈静したものの、台湾海峡では一時的に緊迫した状況となった。⁽¹³⁾ しかしながら、中国の対外環境の悪化にも関わらず、西側との関係改善を視野に入れた「平和共存」構想に毛沢東は強く反発した。一九六二年八月の中央工作会議において、毛は、王稼祥の報告を「修正主義者」を促進するものとして激しく非難し、あくまで「帝国主義」に対する闘争を強調したのである。

毛沢東の王への激しい批判は、国内政治とも深く関わっていた。盟邦であったソ連が、徐々に西側諸国との共存を模索するなかで、中国国内でも劉少奇や鄧小平によって推進された自由主義経済を取り入れた調整政策が、農村の人民公社化を徐々に形骸化していた。こうしたなか、毛は、国内でのソ連型の「修正主義」の台頭によって、中国革命が変質することをなによりも恐れ、党指導部への不満を強めていたのである。中国の安全保障が脅威にさらされていたにも関わらず、毛が、米ソ双方への対決姿勢を示した背景には、毛自身の信条のみならず、自身の権力奪還への動きとも密接に関係していたといえよう。⁽¹⁴⁾

ともあれ、毛沢東による強硬姿勢によって、対米関係改善の可能性は失われ、中国の対外政策は、一九六二年後半から再び尖鋭化する結果となった。一〇月二〇日、人民解放軍は、中印国境において大規模な軍事衝突を引き起こして、インド軍を潰走させた。さらに翌一九六三年に入ると、北ヴェトナム並びにパテト・ラオに対する大規模な軍事支援を決定する。中国政府は、インドネシアを含めた東南アジア各国の共産党との連携を強め、東南アジアにおいて米国に対する本格的な対決姿勢を示し始めたのである。⁽¹⁵⁾

中印国境紛争の勃発と中国軍の勝利は、インドを中国に対抗する経済開発モデルに位置づけていたケネディ政権に大きな衝撃を与えた。中国の好戦的姿勢は、前述の核兵器開発とあいまって、ハリマンを初めとする政権内部の中国政策穏健派を失望させ、ケネディ政権の中国政策を一層硬化させることとなった。実際、一九六三年秋には、池田が期待をかけていた「二つの中国」論者のボールズすらも、南アジアの核拡散を防ぐために、中国に確固たる

姿勢をとることを主張するようになったのである。⁽¹³⁾

さらに、米国の対中国姿勢を決定付けたのは、東南アジア情勢であった。ケネディ政権は、南ヴェトナムへの米軍の直接介入を避け、南ヴェトナム解放民族戦線への対反乱(Counter-insurgency)戦略を進めていた。⁽¹⁴⁾だが、期待したような成果はあがらず、逆に南ヴェトナム正規軍が、解放民族戦線のゲリラ部隊に度々敗北を喫すると、ケネディ政権は、南ヴェトナム政府の統治能力に疑問を抱くようになったのである。

こうしたなか、中国の北ヴェトナムへの支援強化は、南ヴェトナム解放民族戦線の背後で、東南アジアへの間接浸透を図る中国共産党の存在を一層浮き彫りにした。エウエリン・ゴーが述べるように、西側との緊張緩和を進めるソ連との対立を深め、第三世界での革命の主導的立場を得ようとする中国共産党は、米国にとって「革命の対抗者」として認識されるようになっていた。⁽¹⁵⁾ヴェトナムでの非正規戦闘を背後から指導し、東南アジアの共産革命を目指す中国政府は、今やソ連以上の危険な存在と考えられるようになったのである。

(三) 米国の対日政策と日華関係の悪化

このように一九六二年後半から顕著となったアジアを舞台とする米中対立の本格化は、池田政権が望んでいた国連での米国の中国政策転換の可能性を遠ざける結果となった。一九六二年度の国連中国代表権討議では、前年と同じく重要事項指定案が採択されたが、中印紛争発生の直後ということもあって、国連新規加盟国の増加にも関わらず、ソ連が提案した中国の国連加盟提案の賛成率は三八・七%と前年度の微増に留まった。さらに翌一九六三年度も、中ソ対立のためにソ連に代わってアルバニアが提案した中国加盟提案は、三六・九%と横ばいの状況が続いたのである。⁽¹⁶⁾

しかも、米国の中国への脅威認識の高まりは、米国の対日政策にも顕著な影響を与える結果となった。前述した

ように、ケネディ政権は、第三世界への経済開発主義を打ち出し、これらの地域の政治・経済的安定の確立によって、共産主義の浸透への対抗を図ろうとしていた。それゆえ、ケネディ政権は、国内的には積極財政主義を展開する一方で、対外的には西側同盟国に冷戦遂行の「責任分担」を求めめる方針をとっていた。⁽⁸⁾

こうしたなか、中国の脅威の高まりは、アジアにおける日本の役割拡大を求めめる流れに拍車をかける結果となった。ケネディ政権は、中国の軍事的脅威の増大を理由に、日本に対して、共産中国の圧力に対抗しうる防衛力の整備や、低開発国向けの開発援助の増額といった冷戦の「責任分担」を本格的に求めるようになったからである。

事実、一九六二年一二月、ワシントンで開催された第二回日米貿易経済合同委員会は、前年の箱根で開催された第一回委員会と異なり、米国の中国への脅威認識が色濃く表れたものとなった。⁽⁹⁾一二月三日の昼食会の席上で、ケネディは、中国共産主義の「封じ込め」について触れ、中国の東南アジア進出を抑えるために「パートナー」として、日本が「果たすべき役割」について言及した。また、同日午後の委員会では、ラスク國務長官は、大平正芳外相に、共産中国の影響力の増大とその脅威について触れ、日本が当時策定していた第二次防衛力整備計画を上回る防衛力の増強を求めたのである。⁽¹⁰⁾

さらに翌四日の同委員会において、ラスクから大平に対して、中国の核兵器開発をめぐる詳細な説明が行われた。中国がソ連の支援なしに独力で核兵器開発を行っており、一年ないし二年以内に原子爆弾を爆発させる可能性があるという米国の予測を、ラスクは大平に明らかにした。そして、中国の核保有が、近隣諸国への脅迫や自国の威信を高めるためのプロパガンダに用いられるという懸念をラスクは語り、これらの問題を日本と共に考えていきたいと述べたのである。⁽¹¹⁾

中島信吾も指摘するように、米国の対日防衛力増強要求は、必ずしも安全保障上の問題だけではなかった。財政赤字を抱えた米国にとって、日本の自主防衛体制の確立による在日米軍の負担軽減と、米国製兵器の対日輸出によ

る貿易収支の改善が重要問題であった。⁽³³⁾だが、こうした根底には、経済中心路線への傾斜を強めていく池田政権への不満が存在していたことも事実である。米国側が、日本に中国の核兵器開発に関する詳細な説明を行った背景には、日本に対して、中国の軍事的脅威を「教育」することによって、日本のアジアへの安全保障に対する意識を高める狙いがあったといえよう。

しかし、池田政権は、こうした米国の中国脅威認識を共有しているわけではなかった。大平は、中国の脅威を説くラスクに、アジアの防衛における日本の「責任分担」に前向きな姿勢を示した。だが、その一方で、個人的見解と断りながらも、「米国は中共をそっとしておくべきであり、大騒ぎし過ぎることは中共の威信を高めてしまうだけである」と反駁した。⁽³⁴⁾また、中国の核兵器開発についても、池田首相は、米国に比べて深刻に捉えていなかった。二月一九日、池田は、ライシャワー大使と会見した際に、中国が単純な核爆発を行うことが可能であるにせよ、それを超えて、使用に適した核兵器の開発にまで至るかどうかは極めて疑わしいと述べている。⁽³⁵⁾

中国の東南アジアへの影響拡大に対しても、池田政権は、共産中国に対する対抗策は、防衛力の増強よりも、低開発国に経済成長のモデルを示すことが最も有効であると考えていた。実際、池田の下で外務次官を務め、一九六三年四月に駐米大使に着任した武内龍次は、ケネディに対して、日本は、経済的に安定し成功した民主主義国家の事例として役立つべきであると述べている。⁽³⁶⁾また、同年八月に訪米した大平外相も、ケネディとの会談の席上で、中国の今後の動きについて問われて、「中共は東南アジアにおいて自国のイデオロギー的立場を促進するために活発になるであろう。だが、おそらく東南アジアにおけるいかなる行動にも慎重であり続けるであろう」と中国が東南アジアにおいて、具体的な行動に出る可能性は低いと分析していたのである。⁽³⁷⁾

しかし、池田や大平の反論にも関わらず、そのことが、米国政府の東アジア政策に影響を与えることはなかった。そればかりか、池田政権の対外政策は、徐々に中国「封じ込め」の強化を図る米国の東アジア戦略の中に組み込ま

れていくこととなる。事実、池田政権後期、インド、パキスタンといった南アジア地域に加えて、日本政府は、ビルマ、タイ、ラオスといった大陸東南アジア諸国に対する経済支援を強化していくが、こうした動きは、必然的に「反共支援」という色彩を強く帯びることとなったのである。⁽³⁶⁾

池田政権の中国政策にとつて、さらに困難な問題であったのは国民政府への対応であった。池田政権は、国府との友好関係を維持しつつも、中国を刺激する可能性のある国府との関係強化を慎重に回避していた。事実、池田首相は、岸政権とは異なり、一九六一年一月の東南アジア四力国訪問、さらには、一九六三年九月の東南アジアならびに西太平洋諸国訪問においても訪問国に台湾を含めることを避けていた。

また、この西太平洋諸国歴訪の直前、池田は、ライシャワー大使に、「インドネシアを自由陣営に引き込む」ために、日本が、インドネシア、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランドの四力国の代表を東京に集め、「西太平洋会議」を開催する構想を提示している。この際、池田は、マレーシアとタイを参加国から外したのは、両国の参加が、インドネシアの反発を引き起こすであろう中華民国の参加につながるからだと述べている。⁽³⁷⁾

池田政権は、政権後半期以降、日本がイニシアティブを発揮できる場として、東南アジアに対する外交を強化していたが、日中関係を重視する池田は、自身の東南アジア政策構想の中においても、国府の関与を出来る限り避けようとする考えがあつたといえよう。⁽³⁸⁾

しかし、池田政権のこうした姿勢に国府は徐々に対日不信を募らせていた。一九六三年八月二〇日、日本政府が、輸銀融資による中国向けビニロン・プラントの輸出を承認すると、国府は日本に対して嚴重抗議を申し入れた。さらに九月一八日、池田が米國ハースト系新聞編集幹部との対談で、国府の大陸反攻について否定的な発言を行ったことが台湾に伝わると、駐日大使の本國召還を決定したのである。そして、この後、日華関係は、中国訪日団の通訳が、国府に亡命を求めた周鴻慶事件の発生によつて、事実上の断交寸前にまで追い込まれることとなる。⁽³⁹⁾

国府が対日強硬姿勢に転じた原因は、なにより池田政権が進める日中貿易に対する不満にあった。だが、同時に国府「分断固定化」を模索し続ける池田首相への懸念も存在していたといえる。実際、九月三〇日、国府駐日大使館の崔参事官は、原富士男外務省中国課長との非公式会談において、池田の大陸反攻を否定したとされる発言について触れ、「池田総理の発言を詰めれば、国府、中共関係の現状を固定し、『二つの中国』を作るという考え方になる。最近では米国も利口になってきてこの種のことを言わなくなってきた。老婆心ながら日本が『二つの中国』を推進しようと受取られるようなことを述べるのは、中共をも刺激することになる」と率直に発言している。⁽³⁴⁾

このように、国連中国代表権問題にとどまらず、日本に対しても向けられた国府の「二つの中国」に対する激しい反発は、池田政権にとって予想以上であった。池田政権は、国府の説得は、米国だけが可能と考えていたが、米中関係の緊張化によって、こうした可能性が薄れる中で、国府との関係悪化は、国府「分断固定化」を目指した池田政権を一層苦しい状況に追い込むこととなった。こうしたなか一九六四年一月、国府「分断固定化」構想に決定的な影響を与える中仏接近という事態を迎えることとなるのである。

第四節 国府「分断固定化」構想の挫折

(一) 中仏接近と国府の対仏断交

一九六四年は、日本の国府「分断固定化」構想にとって事実上の転換の年となった。前年一月、南ヴェトナムのゴ・ディン・ジエム(Ngo Dinh Diem)政権が、CIAの支援を受けた軍部クーデターによって倒されたが、ヴェトナム情勢は、安定することなく混乱を深める一方であった。同じ一月、遊説中のダラスで暗殺されたケネディの後を継いだジョンソン大統領は、ケネディと同様、東南アジアにおける最大の脅威が中国であるとの確信を深め

ていた。そして、ヴェトナムの共産化を阻止するために、徐々に米軍の直接介入論に傾きつつあったのである⁽¹⁶⁵⁾。ヴェトナムをめぐる東南アジア情勢が緊迫化するなかで、池田政権も、前年の中国向けプラント輸出問題を契機に、日華関係が悪化していた。こうした中国問題の先行きが不透明な状況のなか、一九六四年一月一五日、フランスの中国との国交樹立が伝えられたのである。

フランスのド・ゴール政権は、前年以来、中国に対して急速に接近していた。一九六三年一〇月、以前から度々中国を訪問していたフォール (Edgar Faure) 元首相を、非公式特使として北京に派遣し、中仏国交回復について協議を行わせていた⁽¹⁶⁶⁾。米国政府は、こうした動きを警戒してフランス政府に行動の自重を求めていた。だが、フランス政府はそのまま交渉を継続し、中国政府の承認を決定したのである⁽¹⁶⁷⁾。西側陣営の主要国であるのみならず、国連での安保理常任理事国でもあるフランスの中国承認は、国際社会に少なからぬ衝撃を与えることとなった。

フランスの中国接近は、ド・ゴールの冷戦観を抜きに論じることができない。ド・ゴールは、一九六〇年代に入り、急速に進展していた米ソの緊張緩和と中ソ対立に直面して、米ソによる二極体制が徐々に融解しつつあると考えていた。こうしたなか、フランスは、欧州の経済復興を背景に、米国からの自立路線を徐々に強めつつあった。ド・ゴールの狙いは、中国の承認によって、東西両ブロックの融和を一層促進させ、国際政治において米ソに次ぐ「第三の極」を形成することで、フランスの威信を高めることにある⁽¹⁶⁸⁾。

池田政権は、中仏接近を事前に予想していなかったわけではなかった。外務省では、前年から急速に中国との接近を深めていたフランスが、早ければ一九六四年の一月か二月に、北京での常駐代表部の設置に踏み切ると予測していた⁽¹⁶⁹⁾。また、伊藤昌哉によれば、ド・ゴールと個人的親交のあった萩原徹駐仏大使を通じて、フランスの中国承認についての情報を得ていたという⁽¹⁷⁰⁾。

とはいえ、フランスが、常駐代表部の設置を超えて、中国との即時相互承認に踏み切ったことは、池田政権に大

きな衝撃を与えたことは間違いない。ド・ゴールの中国承認は、日欧提携による国府「分断固定化」を考えていた池田の中国政策構想を突き崩したのみならず、日本国内において、社会党を中心とした中国承認の圧力が、一層強まることは明らかであったからである⁽⁸⁴⁾。実際、一月二〇日、ライシャワー大使と会見した池田は、「フランスの行動は、私にとって政治的な難問である」と述べ、アジアに対するフランスの無責任な姿勢に対して憤慨をあらわにしている⁽⁸⁵⁾。

しかし、フランスの中国承認が発表された直後、池田政権は、この新たな事態の展開が、中国問題を打開する契機になると期待したことも事実である。なぜなら、中国との国交樹立に際して、フランス政府は、当初、台湾との関係について、北京からいかなる前提条件も受け入れないという立場をとっていたからである⁽⁸⁶⁾。

事実、フランス政府は、中国との事前交渉において、北京政府を唯一の中国として認める立場を明らかにしていた⁽⁸⁷⁾。だが、一月一五日に、フランス外務省のマナシュ(Etienne Manac'h)アジア局長は、ボレーン(Charles E. Bohlen)駐仏米国大使に、「フランスは現実に従って行動する。蒋介石は、台湾と自決権を持つ一三〇〇万人の人々を完全に統治している。フランス政府は、蔣を台湾の指導者として認識しており、台湾の領域において蔣との外交関係を維持する準備がある」と語っている⁽⁸⁸⁾。つまり、フランスは、中国政府を唯一の中国と認めつつも、国府が「台湾の政府」としてフランスとの国交継続を望むのであれば、「一つの中国、一つの台湾」の立場を取ることを明らかにしていたのである。

フランスの中国承認が明らかになった直後、池田政権は、日本の現状の中国政策に変更がないことを繰り返し明言した⁽⁸⁹⁾。だが、フランスの中国承認によって、二つの可能性の進展を期待していた。第一は、フランスの中国承認を契機に、国連中国代表権問題が流動化することによって、米国が、国連での中国代表権問題への対応を変えるのではないかという期待であり、第二に、国府が対仏関係を維持するために、フランスの「一つの中国、一つの台湾」

を受け入れるのではないかという期待である。

実際、中仏接近が明らかになった後、池田政権は、国連中国代表権問題をめぐり活発に動き始めた。一月二四日、日本政府は、二月中旬にアフリカ訪問を予定していた松井明国連大使に、国連中国代表権問題のキャスティング・ボートを握ると考えられたブラザビル諸国を歴訪させて、その動向を探らせることを決定した。⁽¹⁷⁾ また、ケネディ大統領の暗殺によって前年一月から一月末に延期されていた第三回日米貿易経済合同委員会において、大平外相は、中国問題を最優先事項として、米国側と協議することをライシャワー大使に申し入れたのである。⁽¹⁸⁾

池田政権において、中仏接近を契機とした、国連での国府「分断固定化」の進展に最も期待をかけたのは、おそらく大平外相であった。一月二六日、日米貿易経済合同委員会が東京で開かれ、ラスク国務長官が来日した。大平は、ラスクとの会談において中国問題についての協議を積極的にもちかけ、悪化していた日華関係をからめて次のように述べている。

台湾が中国本土をも支配しているとのフィクションを持っているので、いろいろの問題がでてくる。しかし、台湾と大陸はこの段階では別個の性格を帯びてきているので、これをチャンスとして日華関係をノーマライズしたいと思っている。(…中略…) いろいろとトラブルが起こるのは、国府が中国全体に対する正当政府であるとの考えに基づくものである。従って、困難であるが、今は事態をはっきりさせねばならぬ。⁽¹⁹⁾

そして、大平は、最も緊要な問題は、中仏接近によって流動的となった今秋の国連総会における中国代表権問題であるとして、「今後精力的な研究をせねばならぬ。そこでワシントンと東京において、情報だけでなく、ポリシーについても協議するグループを作り、連絡をとりたいと思うがいかに」と、ラスクに日米共同での国連中国代表権

問題の研究を提案したのである。ここで大平が単なる情報交換にとどまらず、ラスクに「政策協議」を提案した点は興味深い。ラスクに対する発言を踏まえても、大平がこの時、国府への対応を重視しており、重要事項指定案に代わる国府「分断固定化」を念頭に置いた政策協議を考えていたことは明らかであろう。⁽⁸⁾

一方、こうした大平の動きと連動するかのようには、池田もこの時期、中国の国連加盟と中国の政治承認を関連づける考えを国会で初めて明らかにしている。大平・ラスク会談から四日後の一月三〇日、衆議院予算委員会において、池田は、中国が国連に加盟して、各国の大勢が中共を認めることになれば、日本政府も国連尊重の立場から中国政府を承認することを初めて示唆したのである。⁽⁹⁾ 実際のところ、この池田の発言が、意図したものか単なる失言であったのかは判然としない。⁽¹⁰⁾ だが、少なくとも、池田の答弁によつて、国連中国代表権問題の打開と、日本の中国承認を連動させようとした池田政権の姿勢が初めて公になる形となった。事実、その後、大平外相も、国会において池田と同様の主旨の答弁を行い、日本政府の基本方針が、この池田の答弁通りであることを追認したのである。⁽¹¹⁾

しかしながら、こうした日本の提案に、米政府はあくまで冷淡であった。中国を東アジアにおける脅威と見なすジョンソン政権にとつて、中国の国連加盟をも視野に入れた日本の提案は、とうてい取りうる選択肢ではなかった。ラスクは「状況が変化すれば、大平の主張するような協議を受け入れることを歓迎する」と、日米での情報交換については同意を示した。⁽¹²⁾ だが、国連中国代表権については「現状では重要事項指定で乗り切ることが可能である」とあくまで否定的な態度を貫いたのである。⁽¹³⁾

日米の中国認識の違いは、中国問題が再度協議された二日後の一月二八日の会談において一層鮮明となった。大平は、米国の対中国姿勢を「幾分硬直的」と批判し、反共政策の押しつけが日本国内に与える悪影響の懸念を示した。だが、ラスクはこれに応酬して、日本人が、日米関係や中国本土への歴史的郷愁の観点のみから中国問題を考えるのではなく、韓国、台湾、ヴェトナムなど北京政府の間接浸透にさらされた地域における日本の利益も考える

べきであると批判した。そして、「日米関係が戦争か平和かに関わる問題ではない反面、北京のアジアでの行動は、戦争か平和かに関わる事柄であり、事実それは核戦争の最大の原因になっている」として中国の危険性を改めて強調したのである。⁽⁸⁶⁾

大平・ラスク会談は、池田政権に、米国の中国政策という壁を改めて実感させる結果に終わった。国連における国府「分断固定化」の実現には米国の協力が不可欠であったにも関わらず、池田政権は、中仏接近という事態に際しても、米国との政策協議すら果たせなかった。そのことは、中国政策をめぐる日米の隔たりの大きさを示すのみならず、池田・ケネディ時代の日米関係の象徴として掲げられた日米「パートナーシップ」が、中国問題においては未だ成熟し得ないことを如実に示していたのである。

こうしたなか、池田政権の希望を完全に打ち砕いたのは、二月一〇日の国府による対仏断交の決定であった。一月中旬以降、日米両国は再三にわたり、対仏断交を踏みとどまるように国府に説得を行っていた。米国政府は、一時的に国府が「二つの中国」を容認することとなっても、あくまで国府が、フランスとの関係を維持する姿勢を保てば、中国政府がフランスへの不信任を強め、中仏間の相互承認を白紙に戻せる可能性があると主張して、対仏断交の決意を固める国府に翻意を促していた。⁽⁸⁷⁾ また、池田首相も周鴻慶事件によって関係が悪化していたにも関わらず、木村四郎七駐華大使を通じて、国府に対仏断交を踏みとどまるように伝達していた。⁽⁸⁸⁾ こうした日米の説得にくわえて、国府内部の意見対立もあつたことから、一月二七日の中仏共同声明が行われた際、蒋介石は、対仏断交を即時に踏み切ることを控えていた。⁽⁸⁹⁾

しかし、「二つの中国」を容認し得なかつたのは、国府のみならず中国政府も同様であつた。中国政府は、フランスとの国交樹立に際して、国府との関係断絶を前提条件としなかつた。だが、中仏共同宣言以後、正式な外交使節団の派遣を前に、フランスに国府との断交を行うように圧力を強めていた。結局、中仏国交樹立の二週間後、フ

ランス外務省が、国府外交部に対して、七日以内にパリの駐仏代表部からの退去を要求したことを契機に、国府は、「一つの中国」の原則に基づき、対仏国交断絶を決断したのである。⁽¹⁶⁾

国府の対仏断交は、たとえ国際的地位を犠牲にしても、「中国の正統政府」としての擬制を貫こうとする蒋介石の意志であった。そして同時に、池田政権が望んでいた国府の譲歩による「二つの中国」政策、もしくは「一つの中国、一つの台湾」政策が、現時点では全く望めないことを明らかに示していたのである。

国府の対仏断交の翌二月一日、大平外相は、ライシャワー大使に「日本は国民政府の本当の友人たることを望んでいる。しかし、大陸を実効支配して一五年が経つ中共政権が、未だに存在しないかのような共通の土台に立つて、関係を続けていくことは困難である」と国府の対応を厳しく批判した。⁽¹⁷⁾ だが、その大平も国府の強硬姿勢に直面して、「二つの中国」政策についての諦観の念を強めざるを得なかった。同日の参議院外務委員会において、大平は、「国府がフランスと断交するという措置によって、そのピクチュアは破れたと思うのでございます。一つの中国、一つの台湾という方式において解決を意図しておるのではなからうかと想像されたあの案も、あえなくついていたという感を深くするのでございます」と、あたかもフランスの挫折を、池田政権の中国政策と重ね合わせたかのように答弁したのである。⁽¹⁸⁾

(二) 三月五日付「中国問題をめぐる統一見解」の策定

フランスの中国承認と国府の対仏断交という事態の展開は、池田政権の中国政策に新たな対応を迫ることとなった。国際的な孤立を深める国府とは対照的に、この時期、中国政府は、軌道に乗るＬＴ貿易の拡大を背景に、日中間関係を一層進展させようとしていた。事実、一九六四年二月七日に訪中したＬＴ貿易事務所の田川誠一に対して、中国政府は、日本側が要望していた記者交換協定の締結に応じた上に、旅客航空機の日中相互乗り入れを打診

している⁽³³⁾。さらに中国政府は、こうした措置に続いて、東京と北京の駐日貿易代表部の設置にも前向きな姿勢を示していた。フランスとの国交を樹立した中国が、次なる目標を日本に定め、積極的な対日政策にでてきたのは明らかであった。

こうした事態を前にして、一月末以降、外務省では中国政策を再検討する作業が開始された。ここで省内の中国政策再検討において、とりわけ重視されたのが国連中国代表権問題をめぐる日本の対応であった。一月二十八日後宮虎郎アジア局長が起草した「国府台湾問題研究課題案」の冒頭に、『一つの中国、一つの台湾』のアイディア^(ママ)もとずく国府の国連メンバー・シップの維持の工作は国府の反対（現在国府は『オール・オア・ナッシング』の基本的態度を堅持している）を押し切っても推進すべきか」とあるように、国連における「二つの中国」の実現可能性と、日本の選択可能な政策の検討に焦点が置かれたのである⁽³⁴⁾。

国府の対仏断交決定の翌日である二月一日、外務省幹部会が開かれ、日華関係についての協議が行われた。この幹部会において島重信外務次官以下、多くの幹部に一致して見られた見解は、国連における台湾の議席維持と、台湾を自由陣営内に留めることは別の問題であるとしながらも、台湾の政治的弱体化を防ぎ、日本と台湾の公的関係を維持するためには、台湾が国連に止まっていることを「最低の案件」とすべきという点であった。

しかし、国連における「台湾の確保」の具体的な方法として、国連での国府「分断固定化」政策を推進するかにしては、省内で意見が分かれた。島外務次官は、「一つの中国、一つの台湾を国際的にプッシュするためには台湾人は人種的にも中国とは異なるものであり、民族自決を適用すべしとの理由づけがよからう」と、国連を通じて台湾独立を示唆した。しかし、これに対して、幹部会に出席していた小川平四郎国際資料部長や高橋寛国連局長は、国連における台湾の地位の保障という観点からは、台湾は「中国の一部」という立場をとった方がよいと主張したのである⁽³⁵⁾。

ここで注目すべきは、省内において、国府「分断固定化」論の急先鋒であった小川が、この段階で、国連中国代表権問題を通じて「二つの中国」政策の推進に否定的な立場に転じた点である。一九五〇年代後半以来、国連を通じて「二つの中国」政策の実現が、日中関係打開の前提と考え、政策を主導してきた小川は、ここに至って、「日本が一つの中国、一つの台湾を唱えるというだけでその実現の可否以前に国府が対日断交をする危険は充分考えざるべきである」と認識を改めたのである。こうした小川の発言は、国連を通じて日中関係の打開を志向してきたアジア局系外交官が、フランスによる中国承認と、それに続く国府の対日断交に直面して、国連での国府「分断固定化」の実現性に懐疑的になりつつあったことを示していた。

国連中国代表権問題についての具体的な検討は、この後、省内関係各局からの中堅外交官から編成された中国問題ワーキング・グループによる検討会議に委ねられた。この検討会議は、中国問題全般の検討が、三月二日までの短期間に合計八回にわたって行われたが、国連中国代表権問題については、国連局が作成した文書「国連機構に予想される事態」に基づき、前半三回が討議に割かれた。

だが、この検討会議においても、結論からいえば、国連での国府の「分断固定化」は、事実上不可能とする意見が支配的となった。小川や、中村輝彦国連局政治課長をはじめとするワーキング・グループのメンバーは、将来的な「二つの中国」ないし「一つの中国、一つの台湾」政策の実現可能性を完全に否定したわけではなかったが、「中共が妥協に応ずるとき可能性は考えられないが、国府についても少なくとも蒋介石の存命中は『一つの中国に固執し続けるであろう』⁽⁵⁾と考えていたのである。」

こうした議論は、三回の討議を終えて、二月二日付で小川が作成した討議報告にも現れている。同報告において、国連での「一つの中国、一つの台湾」は、「西当事者がこの案に飽くまで反対することは必至であるので、国連に於いてこのような案を現実化することは不可能であり、従ってこのような形で国府乃至台湾の席を国連に止め

ておくことは形式的にも不可能である」と結論づけられたのである⁽¹²⁾。

むろん、こうしたワーキング・グループの結論には省内に異論がなかったわけではない。二月二十九日の第五回検討会議で、欧亜局西欧課長の鹿取泰衛は、国連での「一つの中国、一つの台湾」は、政治的には実現が不可能でも、「逆に中共の反対を利用して、中共を入れないためにこのような案が出て、通る可能性も十分ある」として、「形式的にも不可能」とする結論に反対している⁽¹³⁾。

鹿取の反論の背景には、外務省内きつての反共主義者として知られた法眼晋作欧亜局長の存在があった。ライシャワー大使の観測によれば、外務省幹部のなかでも、中仏接近が、国連中国代表権問題に与える影響を懸念していた黄田多喜夫外務審議官とは異なり、法眼は、フランスの中国承認後も、国連における中国問題は、それほど緊迫していないという見通しを持っていた⁽¹⁴⁾。国連政策を変更する必要がないと考える法眼や鹿取といった外務省欧亜局系の外交官は、当面は、重要事項指定案によって中国代表権問題は乗り切ることが可能であり、事態が切迫すれば、国連での「二つの中国」を駆け引きに用いることを考えていた。いわば、「二つの中国」政策を通じて、日中関係の打開を目指したアジア局系外交官とは対照的に、あくまで中国不承認の論理から、「二つの中国」政策を考えていたのである。

しかし、中村国連局政治課長が主張したように、政治的に不可能である議論を技術的に論じる意味がないという点は、省内においても一定の説得力を有していた。後宮アジア局長も、これに同調し、中国問題は、結局のところ国連の枠内のみで解決しうる問題ではなく、根本的な解決のためには国連の枠外での現実政治の変動により、「土俵を大きくする必要がある」という判断を示したのである⁽¹⁵⁾。

こうしたワーキング・グループの結論は、三月五日に外務省から出された「中国問題をめぐる統一見解」に反映された。この統一見解は、中国の国連加盟と政治承認をめぐる池田や大平外相の国会答弁を補足し、政府関係者の

発言に一貫性を持たせるために発表されたものであった。同見解では、池田や大平の国会答弁を敷衍する形で、中国が国連に円満な形で加盟すれば、「中共との国交正常化を考慮する」との内容が、初めて外務省の公式見解として盛り込まれた。

だが、同時に重要であるのは、この統一見解が、日本の中国承認が国府との関係断絶を意味すると明言している点である。同見解に、「台湾にある国民政府と中国大陸にある中共政権の双方が、中国全体の主権者であるとの立場を主張している限り、わが国として双方と同時に外交関係をもつことは事実上不可能である。したがってもしわが国が現状において中共政権と正規の外交関係をもつことは、直ちに国民政府との外交関係を断絶することを意味するのみならず、現在のわが国と台湾自体との経済を初めとする一切の関係が断絶することを意味する」とあるように、日本政府は、公式見解として「二つの中国」政策の可能性を否定したのである。⁽⁸⁾

三月五日付「中国問題をめぐる統一見解」は、国連加盟と中国承認の連動を初めて公にしたという点で、日本の中国政策において新たな局面を切り開いた。しかし、同時に統一見解において「二つの中国」政策の可能性を否定したことは、近い将来における日本の中国承認の可能性を断念したことに他ならなかった。そして、そのことは、「二つの中国」政策を念頭において、国連における国府「分断固定化」の実現を目指してきた外務省アジア局の事実上の敗北宣言に他ならなかったのである。

(三) 国府「分断固定化」から日中直接交渉へ

一九六四年三月五日の統一見解の発表以後も、日中貿易をめくりワーキング・グループでの討議は継続されたが、三月後半以降、国連中国代表権問題をめぐる協議は一段落した。国連での国府「分断固定化」を断念した池田政権がとるべき政策は、三月一八日の外交政策企画委員会において、中村国連局政治課長が主張したように、「国

府を国連内に留めるため」に「あくまで過半数の国府支持票を確保し、重要事項指定案の建前を貫く」以外に選択肢がなかったためである。⁽⁸⁵⁾

さらにフランスの中国承認が、国連中国代表権問題に与える影響が予想したほど大きくなかったことも危機感を和らげる結果となった。二月中旬から五週間のアフリカ諸国歴訪を終えた松井国連大使は、帰国後、国連での動向が注目されていたブラザビル諸国は、中国の国連加盟に好意的ではあるが、国府の国連からの追放には消極的であると本省に報告した。⁽⁸⁶⁾ 国連中国代表権の見通しは、黄田外務審議官や、小川国際資料部長のようなアジア局系外交官よりも、法眼欧亜局長の予測の方が正確だったのである。

その後も池田政権は、日中記者交換協定や、貿易代表部の設置など非政治分野での日中関係の進展には前向きな姿勢をとり続けた。だが、国連中国代表権問題をめぐっては、外務省は、これまで通り重要事項指定案を支持することを米国側に繰り返し言明した。ライシャワー大使は、こうした池田政権の姿勢を評価し、「日本外交の重要な目標が、韓国と台湾を自由世界に留めることにあり、将来的な北京との国交正常化に向けたいかなる動きも、韓国や台湾との関係を踏まえた上で行われるという具体的な証拠である」とワシントンに報告している。実際、こうしたライシャワーの評価が示すように、政権最後の年となった一九六四年、池田政権は、米中関係の緊張を背景として、停滞していた日韓交渉の推進と、国府との関係改善といったアジアの西側自由陣営諸国との連携強化を進めていったのである。⁽⁸⁷⁾

しかし、こうした状況においても、池田は、最後まで中国問題の打開への希望を捨てることはなかった。七月一日、自民党総裁選挙で佐藤栄作を破って総裁三選を果たした池田は、日中国交回復を、自らの在任中に果たすべき政治課題と考えていたようにも思われる。当時、産経新聞記者であった阿部穆によれば、一九六四年九月初頭、池田は、自身が健在なうちになんとか中国との関係に目処をつけたいと述べ、一〇月に予定されていたニューヨーク

クの国連総会に合わせて訪米し、現地に來ているであろう中国政府の幹部と会見すると語ったといふ。⁽⁸⁾

池田の日中会談構想がどれだけ具体性を伴ったものであったかは、残念ながら不明である。しかし、池田の発言を、同じ九月末に、ワシントンで初めて開かれた日米政策企画協議における小川平四郎の発言と重ね合わせて見ると興味深い。

九月二二日、政策企画協議の日本側責任者である国際資料部長として訪米した小川は、アメリカ側に対して、当初の予定を変更させ、自身が用意したペーパーを基に中国問題を議論することを提案した。小川は、中国の国連加盟が実現した後の日本のとるべき政策を、私案として事前に武内駐米大使を通じて、米国側の責任者であるロストウ国務省政策企画委員長に手交していた。⁽⁹⁾そして、小川は、あくまで個人的見解としつつも、日本政府が、台湾の住民がその支配を受け入れることに合意しない限りは、台湾への権威が及ばないという留保をつけることで、中国政府を「中国の正統政権」として承認する方式を米国側に示したのである。⁽¹⁰⁾

小川が米国側に提示した構想は、中国が国連に加盟した後という状況での仮定の議論とはいえず、アジア局系外交官が、中国承認に先立って、国連での国府「分断固定化」を模索するのではなく、いわば「一つの中国、二つの政府」の立場をとることで、中国との直接交渉を考えていたことを示している。小川も認めるように、こうした方法は、中国、国府の双方からの反発を招き、一時的に双方との関係の悪化を招くことは明らかであった。⁽¹¹⁾だが、小川は、即時の中国承認を求める国内の圧力を抑え、自由陣営での「台湾の確保」を図りながら、日中国交回復を実現する唯一の方法と考えるようになっていたのである。

池田が、こうした小川構想の内容を知った上で、中国政府との直接交渉を考えていたのかは定かではない。だが、池田政権末期、日中関係の打開を目指していた池田や小川が、国連による間接的なアプローチではなく、北京政府との直接交渉を考えるようになっていたことは興味深い事実である。

しかし、いずれにせよ池田訪米が実現することはなかった。九月九日、既にガンに体を蝕まれていた池田は入院することとなり、東京オリンピックの閉会式を見届けた一〇月二五日に退陣を表明したからである。こうした中国との直接接触の模索は、池田から後継指名を受けた佐藤栄作政権初期の対中国アプローチとして引き継がれることとなるのである。

結論

本稿が明らかにしたように、池田政権は、国連を通じて国民政府の中国本土からの「分断固定化」を実現することによって、将来的な「二つの中国」政策への布石にすることを考えていた。こうした池田外交は、以下の二つの側面からその特徴を指摘することができよう。

第一に、池田政権は、一九五〇年代の鳩山、石橋政権と同じく、「二つの中国」政策による日中国交回復を目指しており、国連を通じた国府の「分断固定化」と、段階的な日中接近によってこれを実現すべきであると考えていた。こうした中国政策形成にあたって主導的な役割を果たしたのは、一九五〇年代から日中関係の打開を目指していた外務省アジア局系外交官であった。

しかしながら、日米協調を重視する池田やその側近にとって、米国の意向に反して政府間接触などの日中接近に踏み切ることは不可能であった。それゆえ、池田政権は、国連における国府「分断固定化」のみを米国に働きかけようとした。池田は、中国政策における日米協調を保ちながら、将来的な「二つの中国」政策による日中関係の打開に備えようとしたのである。こうした動きは最終的に成功しなかったものの、国連中国代表権問題をめぐる池田外交が、単なる「向米一辺倒」の産物ではなかったことを示している。とりわけ、池田政権が、国府「分断固定化」

をめぐり日欧提携を模索した点は、池田が、将来的な日米欧の政策協調による中国問題の解決を重視していたことを物語っている。

第二に、こうした池田外交は、一九六〇年代前半の東アジア冷戦の変容と密接に連動していた。国連中国代表権問題をめぐる議論の高まりは、直接的には、第三世界の脱植民地化の進展による国連での中国支持国の増加が要因であったが、同時に中ソ対立の顕在化、米国での民主党政権の誕生、中国自身の大躍進の挫折による穏健化といった、中国をめぐる東アジア冷戦の変容が、池田政権の中国政策構想の根底を支えていた。池田首相や外務省アジア局は、こうした状況から、中国の国際復帰は近いと判断しており、国連での国府「分断固定化」構想の推進を通じて、中国をめぐる国際環境の変化に歩調を合わせていくことを考えていたといえよう。

しかし、池田外交が、国際環境への同調を前提としていたことは、逆にいえば、中国問題を日本が「自主的」に打開する意志が欠如していたことを示していた。実際、一九六一年に小坂訪欧によって模索された日欧提携は、国府「分断固定化」のイニシアティブを欧州諸国にとらせることが目的であり、日本が、国府説得の役割を担うことは想定していなかった。また、一九六二年以降、重要事項指定案の安定票の獲得によって、国連中国代表権問題の急速な転換が望めなくなると、池田政権は、日中間貿易を推進しながら、「二つの中国」政策の将来的な機会をうかがう方針に転じたのである。

こうした国際環境の変化に身を任せた池田外交の限界は、一九六二年後半以降の東アジア冷戦の変容によって急速に明らかになった。中国の核兵器開発と、東南アジア情勢の緊迫化によって米中関係の悪化が進むと、米国は、日本に冷戦への一層の「責任分担」を求めようになった。その結果、国連中国代表権問題を通じて、日米協調と日中接近の両立を目指した池田政権は、その予想に反して、米国の中国「封じ込め」体制の中へより組み込まれていくこととなる。添谷芳秀が指摘したように、池田政権の中国政策は、日米協調の枠内に拘束されており、その枠

から外れることはできなかったのである。⁽¹⁸⁾

そして最終的に、一九六四年一月の中仏接近が、池田政権に、国府「分断固定化」構想の挫折を決定づけた。ド・ゴールの中国承認は、池田政権の望む中国問題をめぐる日欧提携への期待を打ち砕いた。さらに続く国府の対仏断交は、国府が「二つの中国」を受け入れる可能性が、現状では皆無であることを、池田のみならず、中国政策を担う外務官僚にも改めて印象付けることとなったのである。

それでは、国連中国代表権問題を通じて、中国問題の打開を図ろうとした池田政権の試みは、どのように評価できようか。中国政策を日米協調の枠内に制限せねばならなかった池田政権にとって、日中二国間交渉では既に解決が不可能であった中国問題の打開を、国連における多国間協議に委ねようとする発想は決して奇抜だったわけではない。むしろ、国連中国代表権問題は、「自由主義諸国との協調」を図りながら、日中接近が可能であるという点で、反発を受ける危険性の低い選択肢であった。国連という多国間協議の場を通じて、日米協調の枠内から中国政策の転換を働きかけようとした池田政権の試みは、一九五〇年代の中国政策の挫折を踏まえた慎重な方法であったといえる。

しかし、池田政権の国連への期待は、ある意味、戦後日本外交の国連幻想をそのまま象徴するものであった。実際、日本が期待していたほど中国問題の当事国は、国連中国代表権問題をそれほど重視していなかった。例えば、本稿でも示したように、中国承認に踏み切ったド・ゴールは、国連中国代表権問題にはほとんど興味を示さなかった。

また、台湾海峡を挟んで対峙する中国政府、国民政府の双方は、「一つの中国」という体制支配の正統性の維持を、国連よりはるかに重視していた。事実、「分断固定化」構想の対象であった蒋介石の国民政府は、「中国の代表」の地位を守るためには国連からの脱退をも辞さない構えであった。そして、なにより決定的なことに、毛沢東の中

国は、同じ時期、既存の国連に背を向け、第三世界の意見をより代弁する「第二国連」の創設に動き始めていたのである。⁽²⁰⁾ アジア局中国課が主張した国連の場を中国に与えて「大人」にするという考えは、一九六〇年代の中国共産党の国際秩序に対する挑戦的姿勢からすれば、状況を甘く見ていたといわざるを得ない。中仏接近は、中国問題をめぐる現実政治の前に、国連での議論がいかに無力であるかを、日本政府に見せつける結果となったのである。

だが、こうした限界にも関わらず、国連を中国政策の文脈において重視する姿勢は、池田政権以降も引き継がれた。佐藤政権において、中国の国連加盟と、日本の中国承認を結びつけた統一見解は、日中関係打開の手段というよりも、国内の中国承認への圧力をかわす有力な根拠とされた。一九六〇年代後半、国連中国代表権をめぐる国際的な議論は、国府「分断固定化」を図るよりも、いかに国府を国連に留めるかに焦点が合わせられていくこととなるが、佐藤政権は、国連中国代表権問題を、中国問題における日米協調の象徴と考え、国府の国連議席保持の方針を最後まで貫いたのである。

結局、一九七一年七月のキッシンジャー (Henry A. Kissinger) 大統領補佐官による電撃訪中を迎えるまで、日本は、国連中国代表権問題を中心に中国問題を捉える思考から脱却することができなかった。国連中国代表権問題を通じて日中関係の打開を図ろうとした日本政府であったが、最後は、国連中国代表権問題が日中打開の足かせとなったのである。

- (1) 伊藤昌哉『池田勇人』 細川隆元監修・日本宰相列伝二二 (時事通信社、一九八五年) 二〇三-二〇四頁。
- (2) 本稿では以下、中華人民共和国政府を「中国政府」と表記し、「中」と略称する。また中華民国政府を「国民政府」または「国府」と表記し、「華」と略称する。なお本稿での「中国政策」とは、中国政府、国民政府双方への政策を

含めるものとする。

- (3) 池田政権期の日中貿易の先行研究として、別枝行夫「戦後日中関係と非公式接触者」、『国際政治』七五号（一九八三年）、古川万太郎「日中戦後関係史」（原書房、一九八八年）二〇一—二一四頁、添谷芳秀「日中LT貿易の成立過程」、『外交時報』一二六三号（一九八九年）、同「日本外交と中国、一九四五—一九七二」（慶應義塾大学出版会、一九九五年）、田麗萍「池田内閣の中国政策——封じ込め戦略と対中積極論の狭間で」（一）、『法学論叢』一三七巻二号（一九九五年）、李恩民「中日民間経済外交」（人民出版社、一九九七年）第五章、林代昭（渡邊英雄訳）『戦後中日関係史』（柏書房、一九九七年）一四四—一六四頁、田桓主編『戦後中日関係史』（中国社会科学出版社、二〇〇二年）一九三—二〇二頁を参照。また、LT貿易に対する池田政権の対応に焦点を当てた研究として、拙稿「日中LT貿易の成立と池田政権一九六〇—一九六二」、『六甲台論集』五三巻一号（二〇〇六年）も参照されたい。
- (4) 例えば以下を参照。田「池田内閣の中国政策」七五—七七頁。
- (5) 池田直隆「戦後日本外交における対中・対米関係の交錯——池田・佐藤政権期」、『國學院大學日本文化研究所紀要』第九〇輯（二〇〇一年）一一五—一三三頁、清水麗「台湾における蒋介石外交——一九六一年の国連問題をめぐる原則と妥協」、『常磐国際紀要』第六号（二〇〇二年）。
- (6) 石井明「日華平和条約の締結から日中国交回復へ」、石井明他編『記録と交渉——日中国交正常化・日中平和友好条約締結交渉』（岩波書店、二〇〇三年）、殷燕軍「一九六〇年代における日中関係の特徴——池田政権から佐藤政権へ」、『経済経営研究所年報』二六（二〇〇四年）、池田直隆「日米関係と「二つの中国」——池田・佐藤・田中内閣期」（木鐸社、二〇〇四年）。

(7) 分析概念としての「二つの中国」ないし「一つの中国、一つの台湾」政策は、論者によって定義が異なる。例えば、陳肇斌は、「国府を『台湾の政府』として承認したままで、『中国の政府』としての人民政府との外交関係を最終的に

持つこと」を目標とした政策と定義している。陳肇斌『戦後日本の中国政策——一九五〇年代東アジア国際政治の文脈』（東京大学出版会、二〇〇〇年）、一五頁、三〇九頁。他方で、池田直隆は、日本政府が「台湾政府との外交関係を維持しつつ中共政府との間に民間貿易・文化交流その他を推進した事実」は、本質的に「二つの中国」政策であったと論じる。池田『日米関係と「二つの中国」』、二四—二五頁。また、米国の公文書に見られる米国の「二つの中国」政策は、中国の国家承認を含まず、国府の中国大陸からの分断化を指すことが多い。本稿では混乱を避けるために、原文書からの直接引用の場合を除いて、「二つの中国」政策という用語を用いる時は、陳肇斌の定義を意味するものとする。また、本稿において、米国の公文書で用いられている国府を中国本土から分断させる意味での「二つの中国」政策は、国府「分断固定化」、あるいは、国連での「二つの中国」という用語を用いて区別する。

- (8) 宮崎繁樹「中国と国際連合」、入江啓四郎・安藤正士編『現代中国の国際関係』（日本国際問題研究所、一九七五年）一〇—一一頁。Rosemary Foot, *The Practice of Power: U.S. Relations with China since 1949* (Oxford UK: Oxford University Press, 1995), ch. 2.
- (9) Caroline Pruden, *Conditional Partners: Eisenhower, the United Nations, and the Search for a Permanent Peace*. (Baton Rouge, LA: Louisiana State University Press, 1998), 121-143; Nancy Berkopf Tucker, *Taiwan, Hong Kong, and the United States, 1945-1992: Uncertain Friendships* (New York: Twayne, 1994), 26-51.
- (10) Foot, *The Practice of Power*, 198-200; Lincoln P. Bloomfield, "China, the United States, and the United Nations," *International Organization* 20-4 (Autumn 1966): 673.
- (11) Pruden, *Conditional Partners*, 139.
- (12) 国際協力局第一課「わが国の国連加盟と中共の国連加入」一九五四年七月五日、外務省外交記録「日本の国際連合加盟関係一件」第三巻(B:0040)、外務省外交史料館、小山桂五「日本の国連加盟と『国連中心』主義の起源」一九

- 四五、一九五六年」(神戸大学法学研究科修士学位论文、二〇〇五年)三〇頁。
- (13) アジア局総務参事官室、第五回アジア・太平洋地域公館長会議記録」(上巻)、一九五七年一月、情報公開法に基づく開示請求により公開された外務省文書(2004-1194)。以下、外務省情報公開、()内は開示請求番号、本史料については村上友章氏のご教示を頂いた。
- (14) 陳『戦後日本の中国政策』二〇一―二〇三頁。
- (15) 同右、第二章三節。
- (16) 大臣官房総務参事官室、「世界情勢と日本の外交方針」一九五七年五月八日、外務省外交記録、「岸総理第一次東南アジア訪問関係一件」(A.0152)、外務省外交史料館、権容爽「岸の東南アジア歴訪と『対米自主外交』」、『一橋論叢』一二三巻一号(二〇〇〇年)一七四―一七五頁。
- (17) 佐野方郁「鳩山内閣の中国政策とアメリカ」、『二十世紀研究』第三号(二〇〇二年)七〇―七一頁。
- (18) 例えば、田中弘人駐日米大使館参事官、岡田晃アジア局中国課長の発言を参照。陳『戦後日本の中国政策』二〇四―二一一―二二三頁。
- (19) 岸の政治姿勢については、岸信介・矢次一夫・伊藤隆『岸信介の回想』(文藝春秋、一九八一年)、原彬久編『岸信介証言録』(毎日新聞社、二〇〇三年)を参照。
- (20) Chen Jian, *Mao's China and the Cold War* (Chapel Hill, NC: University of North Carolina Press, 2001), 172-175.
- (21) 杉浦康之「中国の『日本中立化』政策と対日情勢認識」、『法学政治学論究』第七〇号(二〇〇六年)、福田円「中国の台湾政策(一九五八年)——金門・馬祖を『解放せず』の決定と『一つの中国』政策」、『法学政治学論究』第六八号(二〇〇六年)。
- (22) 安保改定については、坂元一哉『日米同盟の絆——安保条約と相互性の模索』(有斐閣、二〇〇〇年)第四章、池

田慎太郎『日米同盟の政治史——アリンソン駐日大使と』一九五五年体制』の成立』（国際書院 二〇〇四年）第七章を参照。

- (23) 藤山愛一郎『政治わが道——藤山愛一郎回想録』（朝日新聞社 一九七六年）一七二―一七七頁。
- (24) John W. Garver, *Protracted Contest: Sino-Indian Rivalry in the Twentieth Century* (Seattle, WA: University of Washington Press, 2001), 55-58.
- (25) Foot, *The Practice of Power*, 35-36.
- (26) Chen Jian and Yang Kuisong, "Chinese Politics and the Collapse of the Sino-Soviet Alliance," in *Brothers in Arms: the rise and fall of the Sino-Soviet alliance, 1945-1963*, ed. Odd Arne Westad (Washington, D.C.: Woodrow Wilson Center Press, 1998), 266-277.
- (27) ケネディの対外政策ブレーンは、マチソン (Dean Acheson) 、『マクローヤ (John McCloy) 』、『ボール (George Ball) 』ら欧州派に対して、ステイブソン、ボールズ、ロストウは、脱植民地化後のマニラの存在を重視すべきであると、ソソ派を構成した。Noam Kochavi, *A Conflict Perpetuated: China Policy during the Kennedy Years* (Westport, CT: Praeger, 2002), 26; Evelyn Goh, *Constructing the U.S. Rapprochement with China, 1961-1974: From "Red Menace" to "Tacti Ally"* (Cambridge, UK: Cambridge University Press, 2005), 46-47.
- (28) Chester Bowles, "The 'China Problem' Reconsidered," *Foreign Affairs* 38 (April 1960): 481-493; Kochavi, *Conflict Perpetuated*, 41.
- (29) Kochavi, *Conflict Perpetuated*, 27.
- (30) 例えば、ケネディ政権の対インド政策については、Robert J. McMahon, *The Cold War on the Periphery: The United States, India, and Pakistan* (New York: Columbia University Press, 1994), 272-304 を参照。

- (31) Goh, *Constructing the U.S. Rapprochement with China*, 29.
- (32) Kochavi, *Conflict Perpetuated*, 42-43.
- (33) 池田政権成立までの池田の動きについては、伊藤昌哉『池田勇人——その生と死』（至誠堂、一九六六年）、林房雄『随筆池田勇人』（サンケイ出版、一九六八年）が詳しい。
- (34) British Embassy of Tokyo (hereafter Tokyo) to British Foreign Office (hereafter FO), Jan. 28, 1960, FO 371/150570, in *Foreign Office Files for Japan and The Far East, Series Two: British Foreign Office Files for Post-War Japan, 1952-1980* [microfilm] (hereafter *FOFJ*), (Marlborough, UK: Adam Matthew Publications, 2003).
- (35) 田村敏雄と宏池会については、沢木耕太郎『危機の宰相』、同『一九六〇』、沢木耕太郎ノンフィクション（文藝春秋、二〇〇四年）を参照。
- (36) 宏池会機関誌である『進路』の閲覧に際しては、品田裕神戸大学教授のご厚意を得た。また、久米郁男・品田裕「自民党宏池会（池田派）機関誌『進路』総目次について」、『神戸法学雑誌』五一巻二号（二〇〇一年）を参照した。
- (37) チェスター・ホルズ「中国問題の再検討」、『進路』七巻七号（一九六〇年）。
- (38) 伊藤昌哉『日本の政治——昼の意思と夜の意思』（中央公論社、一九八四年）一一〇頁。引用部分は黒金泰美談。
- (39) 池田勇人「年頭に思う」、『進路』七巻一号（一九六〇年）。
- (40) MacArthur to Rusk, Mar. 9, 1961, Record Group (hereafter RG) 59, Central Decimal File (hereafter CDF), 693,94/3-961, National Archives II, College Park, MD (hereafter NA); 吉次公介「池田・ケネディ時代の日米安保体制」、『国際政治』一一六号（二〇〇一年）三八—三九頁。
- (41) 『朝日新聞』一九六〇年八月一六日、一九六一年三月八日、外交問題懇談会については、牧原出『内閣政治と「大蔵省支配」——政治主導の条件』（中央公論新社、二〇〇三年）二四八—二四九頁を参照。

- (42) 外相就任時の年齢は、小坂が四八歳、大平が五二歳であった。大平の下で外相秘書官を務めた菊池清明は、大平の年齢が外務省幹部の大半よりも若く、省内には「正直言ってお手並み拝見という気分もあったんじゃないかと思えます」と回顧している。菊池清明「池田内閣の外相時代」、大平正芳記念財団編『去華就實——聞き書き・大平正芳』（財団法人大平正芳記念財団、二〇〇〇年）、以下、大平関係の著作は全て「大平正芳全著作及び研究書」 <http://www.ohira.or.jp/cd/> のPDF版から引用した（2007/2/1）。
- (43) American consular general Singapore to Department of State (hereafter DOS), Nov. 30, 1960, RG 59, CDF, 693.94/11-3060, NA.
- (44) アジア局中国課「対中共策（案）」、手書きで「改訂」と表記 一九六一年一月八日、外務省情報公開（2002-181）。
- (45) アジア局「対中共方針」、手書きで「第一案」と表記 一九六一年三月三日、外務省情報公開（2002-181）。
- (46) 鳩山政権期に積極的な中国政策を主張していたアジア局系外交官については、陳『戦後日本の中国政策』一五三—一五五頁を参照。
- (47) Memorandum of Conversation (hereafter Memcon), Taisaku Kojima, et al., “Foreign office review of China policy,” Apr. 6, 1961, RG 59, CDF, 693.94/4-661, NA.
- (48) Mayall to De la Mare, Apr. 27, 1961, FO 371/158484, *FOFI*.
- (49) 小川香港総領事発小坂外務大臣宛電報「中国問題に関する私見送付の件」一九六一年二月二〇日、外務省情報公開（2002-181）。
- (50) 石橋太郎アジア局中国課長記「三月三日夜日金公邸」9 p.m.より、一九六一年三月三日、外務省情報公開（2002-181）。
- (51) Memcon, Taisaku Kojima, et al., “Foreign office review of China policy.”
- (52) 石橋中国課長「三月三日夜日金公邸」9 p.m.「4」。

- (53) アジア局「対中共政策(案)」手書きで第二案と表記 一九六一年三月三日 三月二日付を手書きで三日に訂正、外務省情報公開(2002-181)。
- (54) 石橋中国課長「3月3日夜白金公邸9 p.m.より」。
- (55) アメリカ九局参事官「日本の中国政策」一九六一年三月十七日、外務省外交記録公開「日本・中共関係雑件」第三卷(A'1218)、『外務省外交史料館』。
- (56) Stevenson to Rusk, Mar. 2, 1961, RG 59, CDF, 303/3-261, NA.
- (57) 「作成者不明」『Time Table』手書きで中川局長と表記 一九六一年三月三日、外務省情報公開(2002-181)。
- (58) 衛藤藩吉他「政治的当事者の発言——日中問題打開の具体的方策をただす」、『中央公論』七六巻七号(一九六一年) 九一九三頁。
- (59) 宮澤喜一の母とは小川平吉の次女であり、小川平四郎は平吉の四男である。また平吉の次男である小川平二も宏池会に所属する自民党代議士であり、親中国派として松村謙三との関係も深かった。
- (60) Reischauer to Rusk, Apr. 21, 1961, RG 59, CDF, 693.94/4-2161, NA.
- (61) 池田勇人宛吉田茂書翰 一九六一年三月九日、財団法人吉田茂記念事業団編『吉田茂書翰』(中央公論社、一九九四年)八四 八五頁。
- (62) Reischauer to Rusk, April 21, 1961, RG 59, CDF, 693.94/4-2161, NA.
- (63) Memcon between Rusk and George K. C. Yeh, "Chinese Representation," Mar. 17, 1961, *Foreign Relations of United States 1961-1963* (hereafter *FRUS 61-63*), Vol. 22 (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1996), 33-36; 沈昌煥外交部長「中華民國对我在連合國代表權問題之立場」、『中華民國與連合國史料彙編』(國史館、二〇〇一年)一四一 一四二頁。

- (64) Kochavi, *Conflict Perpetuated*, 56; Stanley D. Bachack, *The Committee of One Million* (New York: Columbia University Press, 1976), 179-199.
- (65) Dean Rusk, as told to Richard Rusk. *As I Saw It* (New York: W.W. Norton, 1990), 282-284.
- (66) 島重信外務審議官「中国問題」欄外に手書きで「総理訪米時島ペーパー」との記述。一九六一年(月日付不明)「外務省情報公開(2002-181)」同文書は一部修正の後英訳され、朝海浩一郎駐米大使によつて、日米首脳会談前にボジションペーパーとして米国側に手交された。英訳は外務省外交記録「池田総理米加訪問関係一件(一九六一・六)調書」米加訪問記録』(A'0361)「外務省外交史料館」。
- (67) 「池田総理訪米第六回打ち合わせ」一九六一年五月五日、外務省外交記録「池田総理訪加米一件(一九六一・六)」第一巻(A'0361)「外務省外交史料館」。
- (68) 吉田政権末期の「日英提携」については、田中孝彦「冷戦初期における国家マイテンティイの模索」、木畑洋一他編『日英交流史一六〇〇-二〇〇〇』第二巻(東京大学出版会、二〇〇〇年)「Valdo Ferruti, "In the shadow of the San Francisco settlement: Yoshida Shigeru's perception of Communist China and Anglo-Japanese relations," *Japan Forum* 15-3 (2003): 425-434 を参照。
- (69) 田所昌幸「経済大国の外交の原型——一九六〇年代の日本外交」、五百旗頭真編『戦後日本外交史』新版(有斐閣、二〇〇六年)一一六-一一七頁。
- (70) Memorandum, Rusk to Kennedy, May 26, 1961, *FRUS 61-63*, 22: 66-69.
- (71) Memorandum, Robert W. Komer to Walt W. Rostow, "Ikeda and the Chieip Issue in UN," June 16, 1961, National Security File (hereafter NSF), Country File (hereafter CF), box 125, John F. Kennedy Library, Boston, MA (hereafter JFKL).

- (72) 朝海(浩一郎)駐米大使発小沢(佐重喜)外務大臣臨時代理宛電報「総理訪米(中共問題)の件」一九六一年六月二〇日、外務省外交記録「池田総理米加訪問関係一件(一九六一・六)會談関係」(A'0361)、外務省外交史料館。
- (73) 朝海大使発小沢大臣臨時代理宛電報「総理訪米(小坂・ラスク會談)に関する件」一九六一年六月二二日、外務省外交記録「池田総理米加訪問関係一件(一九六一・六)會談関係」。
- (74) 島重信外務審議官「国連中国代表権問題に関する池田総理、ディーフェンベーカー加首相會議に関する件」一九六一年六月二六日、外務省外交記録「池田総理米加訪問関係一件(一九六一・六)カナダの部」(A'0361)、外務省外交史料館、石井「日華平和条約の締結から日中国交回復へ」三六五 三六六頁。
- (75) 小坂訪英と中国問題をめぐる日欧提携については、池田直隆「一九六〇年代の日英関係と中国問題」、『國學院大學日本文化研究所紀要』第九六輯(二〇〇五年)一三一 一四一頁も参照。
- (76) 大野(勝巳)駐英大使発池田(勇人)外務大臣臨時代理宛電報「小坂大臣とヒューム外相との會談要旨の件」一九六一年七月八日、外務省外交記録「小坂外務大臣欧州訪問関係一件・英国の部」(A'0362)、外務省外交史料館。
- (77) 大野大使発池田大臣臨時代理宛電報「小坂大臣とマクミラン首相との會談に関する件」一九六一年七月七日、外務省外交記録「小坂外務大臣欧州訪問関係一件・英国の部」。
- (78) Memcon, President Kennedy, Prime Minister Macmillan, et al., "United Nations: Chinese Representation Problem," Apr. 5, 1961, *FRUS* 61-63, 22: 42-45; 一九六一年の国連中国代表権問題をめぐる英米関係について、Victor S. Kaufman, *Confronting Communism: U.S. and British Policies toward China* (Columbia, MS; University of Missouri Press, 2001), 147-156 を参照。
- (79) A.J. de la Mare to Home, July 5, 1961, FO 371/158495, *FOFJ*.
- (80) 大野大使発池田大臣臨時代理宛電報「小坂大臣とヒューム外相との會談要旨の件」一九六一年七月八日、「小坂外

務大臣欧州訪問関係一件・英国の部。

- (81) 池田大臣臨時代理発 加、豪、中、国連大公使総領事宛電報「中国問題に関する小坂大臣とドゴール大統領との会談の件」一九六一年七月一日、外務省外交記録「小坂外務大臣欧州訪問一件・フランスの部」(A.0362) 外務省外交史料館。
- (82) 大野大使発池田大臣臨時代理宛電報「小坂大臣とヒューム外相との会談要旨の件」一九六一年七月八日、「小坂外務大臣欧州訪問関係一件・英国の部」。
- (83) 小坂善太郎『あれからこれから——体験的戦後政治史』(牧羊社 一九八一年)一六一—一六四頁、ジャーナリストである鈴木健二との対談の中でも小坂は同様の発言をしている、鈴木健二『歴代総理側近の告白——日米「危機」の検証』(毎日新聞社、一九九一年)五一—五三頁、また、鶴岡千仞国連局長を発案者とする説もある。大村立三『中国は一つ——待ったなしの日中国交』(東洋経済新報社、一九七一年)二二頁。
- (84) 岡崎勝男『戦後二十年の遍歴』(中央公論新社、一九九九年)一〇六—一〇七頁。
- (85) 島外務審議官「中国問題」。
- (86) Stevenson to Rusk, June 30, 1961, RG 59, CDF, 303/9-3061, NA
- (87) 中島敏次郎氏談(筆者による聞き取り、二〇〇四年二月十七日)。
- (88) Memcon, T.F. Tsiang, Walter P. MacConaughy, et al., "Handling of Chinese Representation Issue," July 19, 1961, RG 59, CDF, 303/7-1961, NA.
- (89) Memcon, Tsiang, MacConaughy, et al., "Chinese Representation and Outer Mongolian Issues," July 26, 1961, RG 59, CDF, 303/7-2661, NA.
- (90) 外蒙国連加盟問題については、清水「台湾における蒋介石外交」八一—八五頁を参照。

- (65) Memcon, Kennedy, Rusk, George W. Ball, et al., "Conference at White House on China Representation at United Nations and Outer Mongolia-United Nations Membership Application," July 28 1961, *FRUS 61-63*, 22 : 99-101. なお、このスクは会議に先立って、クリーブランドを通じて國務省内で重要事項が決定案が実現可能かどうかを検討させている。Memorandum, Cleveland to Rusk, July 28, 1961, The Personal Papers of Harlan Cleveland, box 65, JFKL.
- (66) Memorandum, L.D. Battle to McGeorge Bundy, July 31, 1961, NSF, Subject File (hereafter SF), box 310, JFKL.
- (67) Memcon, Kennedy, Adlai E. Stevenson, et al., "U.S. Strategy in the 16th General Assembly," Aug. 5, 1961, *FRUS 61-63*, 22 : 112-113.
- (68) *Ibid.*
- (69) Record of Conversation between the Secretary of State and the Japanese Foreign Minister, Kosaka, Sept. 22, 1961, FO 371/158497, *FOFI*. なお、一九六一年九月のニコーヨークの小坂・ラスク会談の記録は、筆者の調査の限りでは米国立公文書館及びケネディ大統領図書館において発見する事ができなかった。
- (70) Stevenson to Rusk, Oct. 4, 1961, RG 59, CDF, 303/10-461, NA. 記者兼中韓国の記者に当たる国連記者の報告だ。
- (71) Reischauer to Rusk, Oct. 9, 1961, RG 59, CDF, 303/10-961, NA.
- (72) Noyes to Rusk, Sept. 12, 1961, RG 59, CDF, 303/9-1161, NA.
- (73) 石橋太郎アジア司中国課長「国連における中国代表権問題をめぐって松村・高崎両氏の動き」一九六一年一月二七日、外務省情報公開(2002-181)。
- (74) Bundy to Cline, Oct. 11, 1961, *FRUS 61-63*, 22 : 154-155 ; Editorial Note, *Ibid.*, 161-162.
- (75) Reischauer to Rusk, Nov. 16, 1961, RG 59, CDF, 303/11-1661, NA.
- (76) Stevenson to Rusk, Nov. 17, 1961, RG 59, CDF, 303/11-1761, NA.

- (103) New York to Rusk, Nov. 18, 1961, RG 59, CDF, 303/11-1761, NA.
- (104) Drumnright to Rusk, Nov. 19, 1961, RG 59, CDF, 303/11-1861, NA.
- (105) Bruce to Rusk, Nov. 19, 1961, RG 59, CDF, 303/11-2861, NA.
- (106) USUN to Washington, Nov. 21, 1961, RG 59, CDF, 303/11-2161, NA.
- (107) Stevenson to Rusk, Nov. 30, 1961, RG 59, CDF, 303/11-2961, NA.
- (108) Ibid.
- (109) 「中国代表権問題にかんする岡崎演説(国連総会)」一九六一年二月六日(石川忠雄他編『戦後資料日中関係』日本評論社、一九七〇年)二二〇-二二三頁、岡崎「戦後二十年の遍歴」一〇八-一〇九頁。
- (110) 「中国問題に関するアジア局会議記録」一九六一年二月二日、外務省情報公開(2002-181)。
- (111) アジア局中国課「対中共政策」一九六二年三月二十九日、外務省情報公開(2004-620)。
- (112) アジア局中国課「当面の対中共策について」一九六二年三月二十八日、外務省情報公開(2004-620)。()内の記述も原文書のまま引用。
- (113) 松村訪中とLT貿易の成立については、拙稿「日中LT貿易の成立と池田政権」一四二-一九頁を参照。
- (114) 李鍾元は、日韓交渉においても同様に、総裁再選による池田の党内基盤の強化が、積極姿勢に転じる要因であったと指摘している。李鍾元「韓日正常化の成立とアメリカ」一九六〇-一九六五『年報・近代日本研究』一六(山川出版社、一九九四年)二八八-二八九頁。
- (115) 伊藤昌哉談「池田内閣の舵取り役」、大平正芳記念財団編『去華就實——聞き書き・大平正芳』、「大平正芳全著作及び研究書」。日韓交渉については、李「韓日国交正常化の成立とアメリカ」、金斗昇「池田政権の対外政策と日韓交渉」、一九六〇-一九六四「上・下」『立教法学』六七・六八号(二〇〇五年)、吉澤文寿『戦後日韓関係』(クレイン、

- 二〇〇五年)を参照。大平は、「大平・金メモ」をめぐる池田とのやり取りについて、一九六五年四月の豊橋での自民党講演会において、「この解事項を果たして池田さんが認めてくれるかどうか、私も実は非常に心配しておりました。池田さんは政治家だけに、対韓焦げ付き債権の処理、経済協力の年限や条件などについて、細々と注意してくれたが、解事項の本体については快く承諾してくれた」と述べている。大平正芳「当面の外交問題」、同『春風秋雨』(鹿島研究所出版会、一九六六年)、「大平正芳全著作及び研究書」。
- (116) 萩原(徹) 駐仏大使発大平(正芳) 外務大臣宛電報、一九六二年一月一〇日、外務省外交記録「池田総理欧州訪問・フランスの部」(A0365)、外務省外交史料館。
- (117) 大野駐英大使発大平外務大臣宛電報「池田総理マクミラン首相会談の件」一九六二年一月三日、外務省外交記録「池田総理欧州訪問・英国の部」(A0365)、外務省外交史料館。
- (118) 『日中覚書の一年』報告書付属資料——岡崎・黒金回顧(日中経済協会、一九七五年) 四〇頁。
- (119) 中国の核兵器開発については、聂荣臻『聂荣臻元帅回想录』改訂新版(解放军出版社、二〇〇五年)第二章、John Wilson Lewis and Xue Lihai, *China Builds the Bomb* (Stanford, CA: Stanford University Press, 1988); Jeffrey T. Richelson, *Spying the Bomb: American Nuclear Intelligence from Nazi Germany to Iran and North Korea* (New York: W.W. Norton, 2006), 137-142 を参照。
- (120) ケネディ政権の中国核兵器開発への対応については、Gordon Chang, “JFK, China, and the Bomb,” *Journal of American History* 74-4 (March 1988): 1289-1310; William Burr and Jeffrey T. Richelson, “Whether to ‘Strangle the Baby in the Cradle’: The United States and the Chinese Nuclear Program, 1960-64,” *International Security* 25-3 (Winter 2000/01): 59-76; Kochavi, *A Conflict Perpetuated*, 213-223; Foot, *The Practice of Power*, 178-181; 黒崎輝『核兵器と日米関係——アメリカの核不拡散外交と日本の選択一九六〇—一九七六』(有志社、二〇〇六年)三六—三九

画を参照。

- (121) Burr and Richelson, “Whether to Strangle the Baby in the Cradle,” 72-73.
- (122) トロムス危機のじつじつ 齊ang Zhai, *China and The Vietnam Wars, 1950-1975* (Chapel Hill, NC : University of North Carolina Press, 2000), 92-111 ; 中国の近隣各国との国交樹立について 黎家松主編『中華人民共和国外交大事記第一巻(世界知識出版社 二〇〇一年)』をそれぞれ参照。
- (123) Li Jie, “Changes in China’s Domestic Situation in the 1960s and Sino-U.S. Relations,” in *Re-examining the Cold War : U.S.-China Diplomacy, 1954-1973*, eds. Robert S. Ross and Jiang Changlin (Cambridge, MA : Harvard University Press, 2001) : 301-303 ; Chen and Yang, “Chinese Politics and the Collapse of the Sino-Soviet Alliance,” 276-277.
- (124) Qiang, *China and The Vietnam Wars*, 116
- (125) Li, “Changes in China’s Domestic Situation in the 1960s and Sino-U.S. Relations,” 303-306 ; Qiang, *China and The Vietnam Wars*, 115.
- (126) Chen, *Mao’s China and The Cold War*, 207-212 ; Qiang, *China and The Vietnam Wars*, 118-120.
- (127) Kochavi, *Conflict Perpetuated*, 153-154 ; Burr and Richelson, “Whether to Strangle the Baby in the Cradle,” 75. 政権を離れていたポールズは、一九六三年七月-一九五一年から五三年まで務めていた駐インド大使に再度着任した。
- (128) ケネディ政権のヴェトナム政策についての近年の研究として、Mark Moyar, *Triumph Forsaken : The Vietnam War, 1954-1965* (Cambridge, UK : Cambridge University Press, 2006) ; Andrew Preston, *The War Council : McGeorge Bundy, the NSC, and Vietnam* (Cambridge, MA : Harvard University Press, 2006) を参照。
- (129) Goh, *Constructing the U.S. Rapprochement with China*, 34-38.

- (130) Bloomfield, "China, the United States, and the United Nations," 673. 一九六三年以降、同案は、毎年アルバニアが提案国となったためにアルバニア決議案と呼ばれるようになった。
- (131) 李鍾元『東アジア冷戦と韓日米関係』(東京大学出版会、一九九六年)二〇五—二一〇頁、李「韓日国交正常化の成立とアメリカ」二七五—二七六頁。
- (132) 第一回日米貿易経済合同委員会については、鈴木宏尚「第一回日米貿易経済合同委員会の開催と池田外交」、『法学政治学論究』第七〇号(二〇〇六年)を参照。
- (133) Memcon, Rusk, Ohira, et al., "The Japanese Defense Effort and Military Offsets," Dec. 3, 1962, *FRUS 61-63*, 22: 749-754; Reischauer to Rusk, Dec. 5, 1962, NSF, CF, box 124A, JFKL.
- (134) Memcon, Rusk, Ohira, et al., "Chinese Communist Nuclear Explosion," Dec. 4, 1962, NSF, CF, box 124A, JFKL.
- (135) 中島信吾『戦後日本の防衛政策——「吉田路線」をめぐる政治・外交・軍事』(慶應義塾大学出版会、二〇〇六年)一八七—一九一頁。
- (136) Memcon by Swayne; Department of State, Secretary's Memoranda of Conversation: Lot65D330 in note 2, Memcon, Rusk, Ohira, et al., Dec. 3, 1962, *FRUS 61-63*, 22: 749.
- (137) Reischauer to Rusk, Dec. 19, 1962, NSF, CF, box 124A, JFKL; 黒崎『核兵器と日米関係』四八—四九頁。
- (138) Memcon between Kennedy and Ryuji Takeuchi, "Japan's Role on the World Scene and US-Japan relations," Apr. 25, 1963, NSF, CF, box 124A, JFKL.
- (139) Memcon, Kennedy, Ohira et al., "The President's meeting with the Japanese Foreign Minister," Aug. 2, 1963, NSF, CF, box 124A, JFKL.
- (140) 池田政権期の東南アジア開発支援については、佐藤晋「一九六〇年代東南アジア政策における『戦略性』——準陪

債・共産中国・開発支援」(二〇〇五年度国際政治学会部会ペーパー)を参照。

- (141) Reischauer to Rusk, Sept. 21, 1963, NSF, CF, box 124A, JFKL. 同構想については、高橋和宏「アジア経済統合問題と池田外交」、『国際政治経済学研究』一一号(二〇〇三年)を参照。
- (142) 例えば、池田政権後半期の東南アジア外交の事例として、マレーシア紛争への仲介工作があげられる。マレーシア紛争仲介工作については、宮城大蔵「戦後アジア秩序の模索と日本——「海のアジア」の戦後史一九五七—一九六六」(創文社、二〇〇四年)を参照。
- (143) 張群『日華・風雲の七十年』(サンケイ出版、一九八〇年)一八七—一九〇頁、池井優「日華協力委員会——戦後日台関係の一考察」、『法学研究』五三巻二号(一九八〇年)一八一—一九九頁、石井明「一九〇年代前半の日台関係——周鴻慶事件から反共参謀部設立構想の推進へ」、『国際法外交雑誌』第一〇一卷二号(二〇〇二年)、池田『日米関係と「二つの中国」』第四章。
- (144) 原富士男アジア局中国課長「中国大使館崔参事官とのビニロン・プラント問題等に関する非公式会談の件」一九六三年九月三〇日、外務省情報公開(2004-606)。
- (145) Robert D. Schulzinger, "The Johnson Administration and China," in *Re-examining the Cold War*, 238-240.
- (146) 中共中央文献研究室編『周恩来年譜一九四九—一九七六』中巻(中央文献出版社、一九九七年)一九六三年一〇月二三日の項、五九〇頁。
- (147) 『朝日新聞』一九六三年一月一日 Rusk to Bohlen, Jan. 15, 1964, *Foreign Relations of United States 1964-1968* (hereafter *FRUS 64-68*), Vol. 30 (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1998), 1-3.
- (148) フ・ゴールのチタン外交について、Frederic Bozo, *Two Strategies for Europe: De Gaulle, the United States, and the Atlantic Alliance*, trans. Susan Emanuel (Lanham, ML: Rowman and Littlefield, 2001), 103-115; William I.

- Hitchcock, *The Struggle for Europe: The Turbulent History of a Divided Continent* (New York: Doubleday, 2002), 221-241; 小澤千早「フランス外交と「タンゴ構想」(一)・(二)」『法学雑誌』一五三巻三・四号(二〇〇三年)。
- (149) 『朝日新聞』一九六三年一月三日。
- (150) 伊藤『池田勇人とその時代』二二二頁、ただし「一次史料から判断する限りでは、フランスが中国承認に踏み切る時期について、日本側は十分な情報を得ていなかったと考へられる。」
- (151) 『朝日新聞』一九六四年一月二八日、社会党の和田博雄国際局長は「日本は中共の国連代表権が承認をされるものに積極的な努力すべきである。対国府関係は『事国の確固たる努力によって解決すると思つ』と婉曲的な表現で「一つの中国」にゆる承認論を述べたことだ。」
- (152) Reischauer to Rusk, Jan. 23, 1964, RG 59, Central Foreign Policy File (hereafter CFPF), POL 15-1 JAPAN, NA.
- (153) Rusk to Bohlen, Jan. 15, 1964, *FRUS* 64-68, 30: 1-3
- (154) Francois Fejto, "France and China: The Intersection of Two Grand Designs," in *Policies Toward China: Views from Six Countries*, ed. A.M. Halpern (New York: McGraw-Hill, 1965): 62.
- (155) Bohlen to Rusk, Jan. 26, 1964, RG 59, CFPF, POL 16 CHICOM, NA.
- (156) Reischauer to Rusk, Jan. 23, 1964, RG 59, CFPF, POL 15-1 JAPAN, NA.; 『毎日新聞』一九六四年一月二四日。
- (157) 『毎日新聞』一九六四年一月二四日。
- (158) Reischauer to Rusk, January 27, 1964, RG 59, CFPF, POL 16 CHICOM, NA.
- (159) アメリカ局長 大平外務大臣「リンスン國務長官会談録通』一九六四年一月二六日「外務省情報公開(2004-1246)」Memorandum, Tokyo Embassy to Lyndon B. Johnson(LBJ), "Ohira-Rusk meeting," Jan. 26, 1964, NSF Japan, box 250, Lyndon B. Johnson Library, Austin, TX (hereafter LBJL).

- (160) アメリカ局「大平外務大臣、ラスク国務長官会談要旨」。
- (161) 「衆議院予算委員会議事録第三号」(一九六四年一月三〇日)、以下、国会議事録は、国立国会図書館「国会会議録検索システム」(<http://kokkar.ndl.go.jp>) から引用した(2007/2/1)。
- (162) 池田のこの発言は、事務当局の事前の準備に基づいたものではなく、国会での横路節雄社会党議員との議論の中で出た発言であった。
- (163) 「衆議院外務委員会議事録第二号」(一九六四年一月二二日)。
- (164) この中国問題をめぐる情報交換を目的とした大平提案は、既に前日に黄田外務審議官とライシャワー大使との間で日米間の「黄田・ライシャワー了解事項」として合意がなされていた。この合意に基づいて日米で定期協議がもたれることとなり、第一回は、一九六四年三月二六日、中川進駐米公使とグリーン(Marshall Green)極東担当国務次官補との間で行われた。『毎日新聞』一九六四年一月二七日、武内駐米大使発大平外務大臣宛電報「日米情報交換に関する件」、一九六四年三月二六日、外務省情報公開(2004-1246)。
- (165) Memorandum, Tokyo Embassy to LBJ, "Ohira-Rusk meeting," Jan. 26, 1964, NSF, Japan, box 250, LBJL.
- (166) Memcon between Rusk and Ohira, Jan. 28, 1964, NSF, Japan, box 250, LBJL. 大平・ラスク会談については、マイケル・シャラー(市川洋一訳)『「日米関係」とは何だったのか——占領期から冷戦終結まで』(草思社、二〇〇四年)三二六-三二七頁も参照。
- (167) Rusk to Wright, Jan. 16, 1964, RG-59, CFPF, POL 16 CHICOM, NA; Ball to Wright, Jan. 20, 1964, RG-59, CFPF, POL 16 CHICOM, NA.
- (168) アジア局総務参事官室「第一三回アジア・太平洋地域公館長会議事要録(未定稿)」一九六四年六月、外務省情報公開(2004-1227)。

- (169) 国民政府内部では、行政院外交委員会において即時断交を主張する一派と、北京政府の様子をしばらく見るべきという一派で意見の対立が見られたという。『毎日新聞』一九六四年一月二四日。
- (170) 『台湾日本歴史文化座談会——台日断交三十年回顧と展望・会議記録』(台湾日本研究学会、二〇〇三年)四二—四三頁。
- (171) Reischauer to Rusk, Feb. 11, 1964, RG 59, CFPF, POL 7 JAPAN, NA.
- (172) 「参議院外務委員会議事録第二号」(一九六四年二月一日)。
- (173) 田川誠一『日中交渉秘録——田川日記二四年の証言』(毎日新聞社、一九七三年)、五一—六〇頁。
- (174) 後宮虎郎アジア局長、「国府台湾問題研究課題案」一九六四年一月二八日、外務省外交記録「日・中華民国関係」(A・0423)、外務省外交史料館。
- (175) アジア局中国課「日華関係についての関係幹部会記録」一九六四年二月一日、外務省情報公開(2004-615)。
- (176) 同右。
- (177) 小川平四郎「中国問題作業班報告(第一回)」一九六四年二月二日、外務省情報公開(2004-615)。
- (178) 「第一三回アジア・太平洋地域公館長会議議事要録(未定稿)」四九頁。
- (179) 小川「中国問題作業班報告(第一回)」。
- (180) W. G. 庶務「W. G. 第五回会議記録」一九六四年三月二日、外務省情報公開(2004-615)。
- (181) Reischauer to Rusk, Mar. 23, 1964, RG 59, CFPF, UN 6 CHICOM, NA. 黄田多喜夫外務審議官は、池田や大平からの信任が厚く、インドネシア大使を務めたことから、池田政権の東南アジア外交に主導的役割を果たしていた。また、ブランドン問題から周鴻慶事件といった日華関係の処理にあたっても黄田が実質的に主導していた。
- (182) W. G. 庶務「中国問題ワーキング・グループ第6回会議記録(要旨)」一九六四年三月九日、外務省情報公開(2004-

-615)°

- (183) 『毎日新聞』一九六四年三月五日(夕刊)、なお、理由は不明であるが、朝日新聞掲載記事から引用されている「中国問題に関する外務省統一見解」一九六四年三月五日(石川他編『戦後資料日中関係』、二九六頁にはこの一文は掲載されていない。
- (184) 大臣官房総務参事官室「第二七六回外交政策企画委員会記録」一九六四年三月一八日、外務省情報公開(2004-615)°
- (185) American Embassy Tokyo to DOS, "Results of Japanese Sounding in Africa on Chinese issue," Apr. 9, 1964, RG 59, CFPF, UN 6 CHICOM, NA.
- (186) Reischauer to Rusk, Oct. 30, 1964, RG 59, CFPF, POL 16 CHICOM, NA.
- (187) 阿部穆「池田総理の中国政策」、木村真編『総理の品格——官邸秘書官が見た歴代宰相の素顔』(徳間書店、二〇〇六年)八五-八七頁。
- (188) 「日本から見た中国問題の見通し」別掲4と記載、武内駐米大使発椎名(悦三郎)外務大臣宛電報「外交政策企画委員会に関する日米協議の概要報告」一九六四年九月二九日の添付資料、外務省情報公開(2004-1242)°
- (189) 小川平四郎国際資料部長「渡米報告」一九六四年一〇月二日、外務省情報公開(2004-1242)°、四八頁、小川が米側に提示した私案は同文書に添付されていない。だが、米側公文書によっておおまかな内容は知ることが可能である。
- DOS to American Embassy Tokyo, Oct. 12, 1964, RG 59, CFPF, POL 1-1 US-JAPAN, NA.
- (190) Ibid.
- (191) 添谷『日本外交と中国』一〇一-一〇八頁。
- (192) Byron S. Weng, "Communist China's Changing Attitudes Toward the United Nations," *International Organization* 20-4 (Autumn 1966): 696-700.

付記 本稿は平成一七・一八年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。